

羽生市地域防災計画

第2編 共通編

第2編 共通編

第1章 災害予防・被害軽減

第1節 災害に強い都市づくり

地震や風水害による被害を最小限に止めるため、建築物の耐震改修を推進するとともに、治水対策を推進する。

第1 建築物・構造物の安全化

1 公共建築物の耐震性の強化

(1) 耐震改修の推進

市は、昭和56年6月の建築基準法改正以前の基準で建築された公共建築物について、耐震診断を実施し、耐震性能が不十分と判断されたものは、順次計画的に耐震改修等を実施してきた。その結果防災上重要となる市役所、避難所となる学校や公民館、体育館等の公共建築物については耐震化を完了している。

今後は、これら公共建築物内の備品等の転倒防止対策を実施するとともに、その他の公共建築物についても計画的に耐震化を推進する。

さらに、平成25年度に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、耐震性が確保された公共建築物の認定表示を行う。

(2) 建物以外の公共構造物の補強及び整備

① 落下・倒壊のおそれのある物件の補強

落下・倒壊のおそれのある物件等（道路標識、電柱、国旗掲揚塔、バックネット、塀等）の安全度を常時確認し、危険と認められるものには防止・補強工事を実施する。

② 飛散しやすい機器等の格納、固定化

飛散しやすい機械、器具については、常備格納、固定できるようにしておく。

③ 消防設備の整備

消防設備等の整備に努め、これらを常時使用可能な状態にしておく。

地域振興課
まちづくり政策課
施設管理者

施設管理者

施設管理者

消防本部

施設管理者

④ 建築物の窓ガラス飛散対策

普通ガラスなど外部からの飛散物により、破壊の恐れのある場合は、事前に必要な対策を講じておく。

建設課
施設管理者

⑤ 建物以外の施設の点検

橋・トンネル・高架・アンダーパスなど建物以外の構造物について、定期的な点検及び臨時点検を実施して、要補強箇所は補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 民間建築物の安全対策の促進

(1) 耐震耐火性の強化

まちづくり政策課

① 防火、準防火地域の指定

火災等による建築物の災害を予防し、被害を最小限にするための耐火性能の高い建築物の建築促進を図るため、防火、準防火地域の指定を推進する。

まちづくり政策課

② 耐震性の向上

民間建築物の所有者に対して、耐震性を把握するために簡便な耐震診断や補強方法を広報誌やパンフレットの配布等により周知する。また、耐震化対策に対する相談窓口を設置し情報提供を行う。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

まちづくり政策課

① 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

地域振興課
建設課

② 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

市は、県及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

地域振興課
まちづくり政策課

(3) 宅地等の安全対策

県及び市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査を行う。

さらに、県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(4) 空き家の実態把握及び措置

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

地域振興課
環境課**(5) ブロック塀対策の実施****① 市街地内のブロック塀の実態調査**

市は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努める。

まちづくり政策課

② ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

地域振興課
まちづくり政策課**③ ブロック塀の点検・改修等に関する指導**

市は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、①の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。

まちづくり政策課

(6) 自動販売機の転倒防止

各種の自動販売機は、現在ではほとんど設置場所に固定されているが、単なるコンクリートへのボルト締め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要である。このため、市は、県及び関係機関と連携し、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うとともに、市内の通学路、避難所に至る道路に面した物件を主な対象とする個別調査の実施を検討する。

地域振興課

(7) 屋内の安全対策

屋内の安全対策について広報による啓発活動を行い、次の例に示すような家庭でできる防災対策を促進する。

地域振興課

- ① 固定金具の普及促進
- ② ガラス飛散防止フィルムの普及促進
- ③ 内容物の散乱防止のため、両開き扉の固定方法などの知識普及
- ④ 建物一体型の作り付け収納家具の普及

3 緑地・農地の保全

緑地や農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、市は緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

4 市耐震改修促進計画の推進

国は、阪神・淡路大震災による直接的な死者の8割以上が、地震による住宅や建築物の倒壊等によるものであるとの教訓を踏まえ、耐震改修促進法を制定し、その後平成25年度に改正した。

改正された「耐震改修促進法」では、一定規模以上の病院や店舗、劇場など不特定多数の者が利用する建築物、避難時に配慮が必要な者が利用する一定規模以上の小学校や老人ホーム、一定量の危険物を扱う建築物、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、県が指定する防災拠点建築物については、耐震診断が義務化された。

市では平成22年3月に「羽生市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内建築物の耐震化に取り組んできた。

今後は、改正された「耐震改修促進法」の内容を加え、耐震診断・改修等に関し、ホームページへの掲載、広報誌、掲示物などの活用により、一層の知識の普及・啓発に努める。

5 ハザードマップの周知・広報

市は地震ハザードマップ、洪水ハザードマップを公表している。

ハザードマップは、地震や風水害が起こった場合にも市民が迅速かつ的確に避難できるよう、地域の災害危険度及び避難所等を明確にしたものである。今後とも、災害における地域の危険性を市民に伝えるため、ハザードマップの周知・広報を進める。

第2 ライフライン施設の予防対策

1 電気施設の予防対策

電力事業者

市は、電力事業者に対し、電力施設の耐震化を要請するとともに、市の防災拠点となる施設について地震発生時における代替電源及び燃料の確保を進める。

電力事業者は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来経験を生かして万全の予防措置を講じるものとする。

2 ガス施設の予防対策

ガス事業者

市はガス事業者に対し、ガス供給施設・供給設備・導管・配管等の耐震化、緊急遮断装置の設置等を要請し、災害時の重要施設への供給体制を確保する。

ガス事業者は、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

特に、LPガス事業者は、関係機関との連携確認、応急対策活動の習熟のため、災害時情報収集伝達訓練及び中核充填所等稼働訓練を継続して実施する。

上記の施策・訓練等により、災害の防止、災害発生時における二次災害の防止、早期復旧等の対策が迅速に行える体制整備に努めるものとする。

3 上水道施設の予防対策

水道課

市は、地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管について、耐震性を有する管に布設替えする等、配水管の耐震化及び災害時における飲料用貯水槽の整備、また、浄水施設等耐震強化対策を実施していく。

また、緊急時における職員の招集と適切な対応を図るとともに、給水資材の備蓄や隣接市との協力など復旧を短時間で迅速かつ円滑に実施できる即応体制を確立する。

4 下水道施設の予防対策

(1) 施設の安全化

下水道課

水質浄化センター及び羽生中継ポンプ場については、新耐震基準対応の施設ではあるが、耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震化工事を実施する。

また、管路施設については、緊急輸送道路のマンホール浮上防止対策を実施している。

(2) 応急資機材の確保

下水道課

震災時における応援復旧活動を円滑に実施するため、市内民間業者と施設の応急復旧に関する協定を締結し復旧資材の確保が出来る体制を整備している。

下水道課

(3) 応援協力体制の整備

震災時に迅速かつ円滑な応急復旧が図れるよう県、市、公益社団法人日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を締結している。また、平常時より下水道工事関連業者等との応援協力体制づくりに努める。

下水道課
建設課

(4) 排水処理対策

市は、被害軽減に向けた周知・啓発のため、県の技術的支援のもとで大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水（浸水）ハザードマップの作成を図る。

地域振興課
通信事業者

5 通信設備の予防対策

市は、通信事業者に対し、電気通信設備の耐震化及び緊急・災害時のバックアップ体制の整備を要請する。

通信事業者は、地震発生時においても通信の確保ができるよう、平時から設備の防災構造化、通信伝送路の整備・拡充、災害時における体制整備を図る。

第3 交通施設の予防対策

地域振興課
鉄道事業者

1 鉄道施設

市は、東武鉄道(株)、秩父鉄道(株)に対し、既存の鉄道施設の点検、診断及び耐震補強が必要なものについては耐震補強工事又は取替工事を行うなど、万全の予防措置を講じるよう要請する。

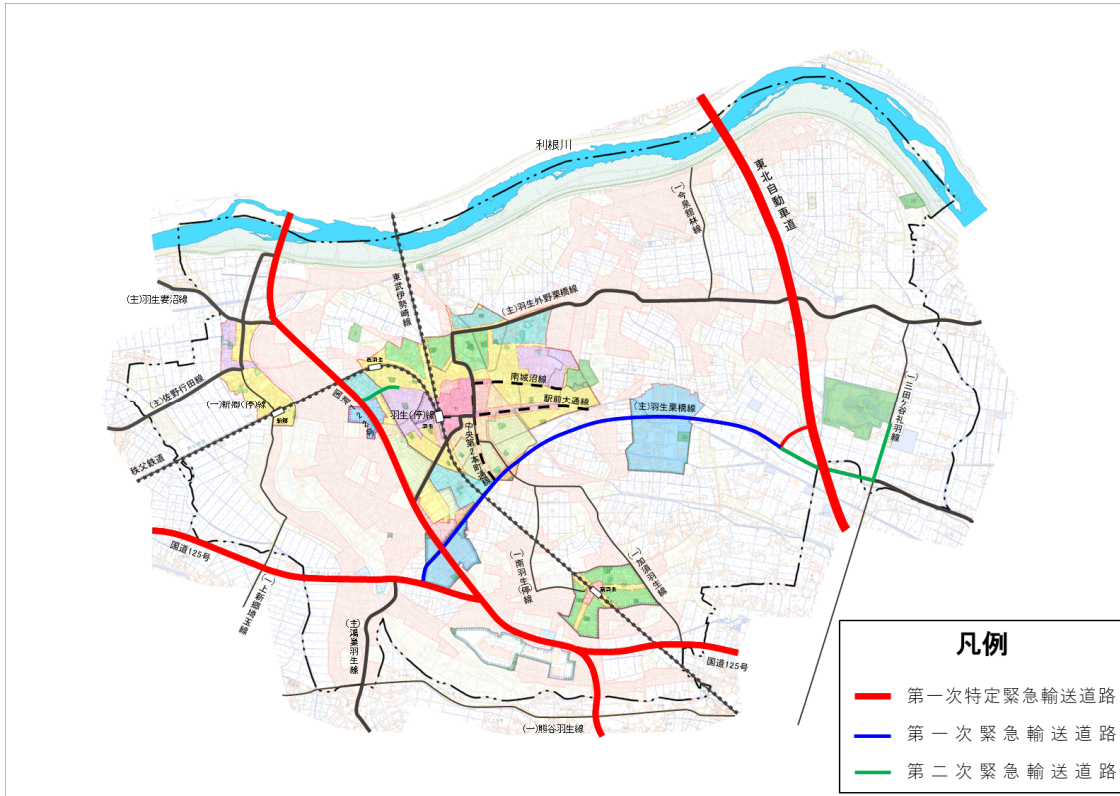
道路管理者
建設課

2 道路施設

各道路管理者は、震災時における緊急輸送道路及び避難路としての機能が確保されるよう、老朽化した橋梁に対する架け替え、補強及び既設橋梁の落橋防止対策等安全対策を講じる。

また、市は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努める。

<図一緊急輸送道路図>



第4 河川施設

1 市管理水路の安全対策

市は、災害の発生による管理水路等の被災や二次災害の発生を未然に防止するため、市管理水路等の整備を計画的かつ継続的に実施するとともに、災害時における水路等の被害状況等の情報収集体制をあらかじめ整備する。

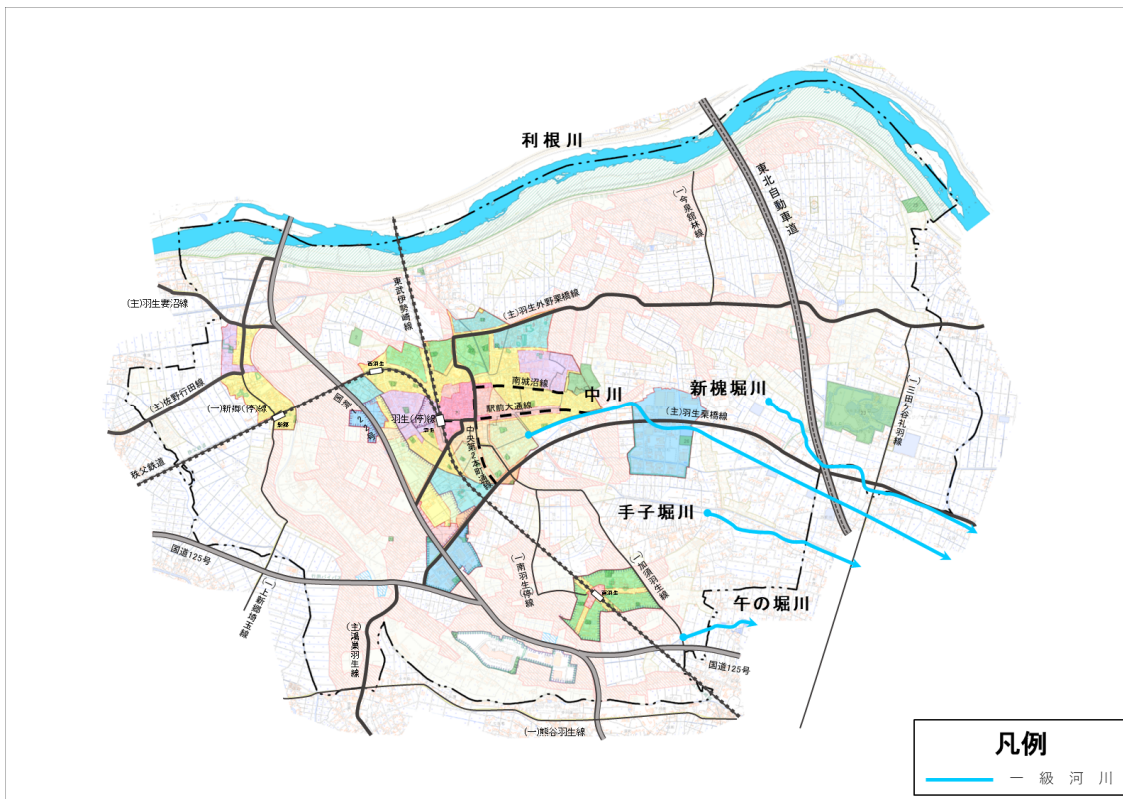
2 国・県管理河川の安全対策

市は、国・県管理河川については、各河川管理者との連携のもと、市域に係る河川施設の安全対策を促進する。また、災害時における国・県管理河川の被害状況等の情報提供についてもあらかじめ協力体制を整備する。

建設課
農政課

河川管理者

< 図一 河川図 >



第5 災害に関する調査研究

1 基礎調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害予防・被害軽減に関する調査研究の基礎となるものであり、防災面からみた市の自然的・社会的特性を明らかにする。また、実際の震災事例を調査研究し、防災対策に役立てる。

(1) 自然条件に関する調査研究

国・県のデータを活用しつつ、市内の自然条件を把握し、地域別のデータを収集・分析する。

- ① 地盤及び地質に関する調査研究（国・県の調査データ活用）
- ② 活断層に関する調査（国・県の調査データ活用）
- ③ 地震観測に関する調査（国・県の調査データ活用）

(2) 社会条件に関する調査研究

市内の社会条件を把握し、地域別のデータを収集・分析する。

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- ② 公共土木施設の現況調査
- ③ 地下埋設物の調査
- ④ 危険物施設等に関する調査
- ⑤ 要配慮者の分布に関する調査
- ⑥ 市民の防災意識調査

地域振興課
企画課
建設課
まちづくり政策課
消防本部
社会福祉課

(3) 災害事例の調査研究

わが国及び諸外国において発生した、災害及びその後の社会的混乱や対策等に関する国・県の調査データを活用し、災害事例の調査研究を行い、防災対策に役立てる。

地域振興課

(4) 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

地域振興課

防災アセスメントを実施する際には、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」によって構成する。

なお、市では、既に作成した地震ハザードマップや洪水ハザードマップを作成しており、地域の災害危険性については、当面これらを活用する。

2 被害想定に関する調査研究

災害に関する被害想定は、災害対策を有効に具体化するため、実際の災害により近いことが要求される。

地域振興課

したがって、工学的実験実証をおりませた、既往災害の研究も参考にし、対策の万全を確保するため、最悪の条件下における災害を考慮して行うものとする。

3 災害対策に関する調査研究

災害は、自然現象と地域の社会的条件が複合し、複雑な連鎖に基づいて発生する。こうした災害を完全に予防することはむずかしいが、被害を軽減するための対策を事前に検討することは有効である。市は、様々な分野からの科学研究成果を活用するとともに、過去の震災例を研究して災害の防止策の向上を図る。

地域振興課
全課

まちづくり政策課
ライフライン事業者
鉄道事業者

(1) 公共施設等の耐震性に対する調査

災害発生時、公共施設の損壊はその後の応急活動に重大な影響を及ぼすため、十分な点検調査を行う。

- ① 公共建築物の耐震に関する調査
- ② ライフライン施設の耐震に関する調査
- ③ 交通施設の耐震に関する調査

消防本部

(2) 地震火災対策に関する調査研究

地震時に予想される同時多発火災に対処するため、市は、出火防止、初期消火、拡大防止及び避難の安全確保等、基本的事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立する。

地域振興課
建設課
教育総務課
生涯学習課

(3) 避難の安全確保に関する調査研究

指定緊急避難場所及び指定避難所は、災害に際して安全性の確保が要求されるが、現在指定されている公園などの避難場所、学校や公民館などの避難所には、本来の使用目的がある。このため、避難場所及び避難所について、指定後も一定期間毎にその安全性について調査確認する。

建設課

(4) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

地震や風水害といった災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた輸送対策に関する調査研究を行う。

地域振興課

(5) 災害時の情報伝達に関する調査研究

災害発生時においては、地震情報や気象情報、被害の発生及び避難に関する情報等を、市民へ正確かつ迅速に伝えることが重要になる。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、情報伝達において最も効果的な情報伝達の調査研究を行う。

第2節 情報の収集・伝達に対する備え

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理する必要があるため、総合的な災害オペレーション支援システムの構築、情報収集・伝達体制の整備を図る。

第1 災害通信網の整備

大規模な災害が発生した場合、通常の通信設備が使用不能となるおそれがあるため、種々の通信設備の整備に努める。

1 情報伝達体制の整備

市は、地域住民及び事業所等に対し、災害情報や避難指示等の情報を迅速に伝達するための体制を整備する。こうした情報伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信サービス、緊急速報メール、SNS、Lアラート等を有効的に活用する。

また、災害対策の拠点となる市役所本庁舎や消防本部庁舎と、避難所となる学校や公民館及び主な公共施設との連絡手段を確保する。

2 市防災行政無線の強化

市は、防災行政無線設備のデジタル化への対応を図るとともに、順次、聞き取りにくい地域の解消に努める。また、防災関係機関への迅速な情報伝達のために戸別受信機の増設を含め、防災行政無線による情報を在宅の高齢者等が確実に把握できるよう、自動応答電話サービス等の利用啓発に努める。

さらに、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

3 県が行う情報通信設備の整備との連携

県は、県全域の広域的な被害状況を把握するため、次のシステムの整備及び導入を図ることとしている。そこで、市は、当該システムの整備及び導入に協力するものとする。

- ・埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・震度情報ネットワークシステム
- ・埼玉県防災行政無線システム（地上系、衛星系）

地域振興課
秘書広報課
企画課

地域振興課

地域振興課

- ・ 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- ・ 県土整備部川の防災情報システム
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・ 緊急情報ネットワークシステム（Em - Net）
- ・ 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム

4 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、防災行政無線や消防無線といった情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第2 情報通信設備の安全対策

災害時においても防災情報通信設備が十分機能し活用できるよう、市は、安全対策を実施する。

1 非常用電源、非常用通信手段等の確保

停電や屋外での活動に備え、自家用発電設備やバッテリー及び可搬型電源装置等の無停電電源装置の確保を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備し、定期的なメンテナンスを行う。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信、公共安全LTE（PS-LTE）、MCA無線等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

あわせて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

2 転倒防止対策

災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

地域振興課

財政課

地域振興課
企画課

3 浸水防止対策

企画課

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、想定される浸水深を考慮し設置する。

4 通信回線のバックアップ

企画課

通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、災害時に市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップコンピュータを別の場所に設置する等、バックアップ体制の整備に努める。

第3 情報収集・共有・伝達体制の整備

消防本部

1 市内の情報伝達体制の強化

地域振興課
秘書広報課
企画課

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、マニュアルの整備により、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。

また、自主防災組織や市民への情報伝達を円滑に行えるよう、市防災行政無線やメール配信サービスを始めとした情報伝達手段の整備に努める。

2 国及び県への報告体制の強化

地域振興課

市は、災害時に国及び県と円滑に連携が図れるよう、市の連絡責任者、県に報告すべき情報、連絡先、連絡方法、様式等必要な事項を明確にしておく。

リアルタイムで情報収集・伝達が可能となる埼玉県災害オペレーション支援システムを活用する。

3 防災関係機関との連携強化

地域振興課

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努める。

4 気象情報の伝達体制の整備

地域振興課

市は、必要に応じ、防災行政無線等の通信手段を用いて、市民及び防災関係機関に警報、注意報などの気象情報を伝達するため、これらの情報が、確実に伝達できるよう、伝達体制の整備に努める。

地域振興課

5 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（本市は埼玉県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。市は、熊谷地方気象台とも連携し、緊急地震速報の利用の心得などの周知に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場合では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

6 安否不明者の捜索に係る手続き等の整備

発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市は県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。

地域振興課
市民生活課

第4 情報処理・分析・加工体制の整備

1 情報処理・分析・加工体制の整備

災害時は、情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、災害時に円滑に情報処理・分析・加工が行えるよう、事前に準備すべき情報、災害時に必要となる情報を整理しておく。

地域振興課
企画課

災害時に必要となる情報	観測情報	震度計、雨量計等からの情報
	被害情報	物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
	措置情報	県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
	生活情報	ライフライン等生活に関する情報
事前に準備すべき情報	地域情報	地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
	支援情報	防災組織、対策手順、基準等の情報

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

2 災害情報データベースの整備

地域振興課

市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

3 災害情報シミュレーションシステムの整備

地域振興課

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

4 人材の育成

地域振興課

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

第3節 火災の予防

災害時の火災、特に地震発生時の火災は気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第1 地震火災の予防

1 出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

地震における出火要因として最も大きいものがガスコンロやガス、石油ストーブ等の一般火気器具である。市は、市民や事業者に対し、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。また、地震時における一般火気器具からの出火を防止するために、対震自動燃料遮断装置、感震ブレーカーの普及を図る。

(2) 化学薬品からの出火防止

地震時の出火要因として化学薬品がある。化学薬品は学校、研究機関、工場等にあり容器の破損により混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

そのため、市は、化学薬品の管理者に対し、混合混触による出火の危険性のある化学薬品を、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止対策を行うなど適正な管理について指導する。

(3) 危険物取扱施設等の安全化

市、県及び消防本部は、消防法及び関係法令に基づく危険物取扱施設、毒劇物取扱施設、火薬類取扱施設の実態把握を行うとともに、事業所等に対し、安全対策、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 文化財の安全化

市、市教育員会、消防本部及び県は、文化財の安全を確保するため、管理状況を調査し、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部
生涯学習課

2 初期消火

地震直後は、電力、通信、水道管及び橋梁の破損並びに道路寸断等により、消防活動は困難な状況となることが予想される。そのため市は、自主防災組織の協力による消火器消火、バケツリレー等の重要性を啓発し、初期消火体制の強化に努める。

地域振興課
消防本部

3 消防力の強化

(1) 常備消防体制の強化

消火活動の中心となる消防本部においては、訓練、研修等により職員の充実強化に努めるとともに、複雑多様化する災害に対応するため、通信指令施設等の消防施設や車両資機材（緊急消防援助隊登録車両等を含む）の機能強化と計画的な整備・更新に努める。

地域振興課
消防本部

また、大規模な災害が発生した場合は、広域的な支援が必要となるため、災害時に円滑な応援が受けられるよう、協定等の締結や活動拠点等の整備を図り、応援・受援体制の強化に努める。

(2) 耐震性防火水槽の整備強化

地震による水道管の破裂や電力の送電不能による送水圧力の低下により消火栓は使用不能となることが予想されるため、耐震性防火水槽を市街地の公園をはじめ各地域の公共施設等に計画的に整備し消防水利の確保に努める。

地域振興課
消防本部
水道課

(3) 小型消防ポンプ及び電源車の整備

地震発生時は、道路の地割れ、家屋、立木等の倒壊、避難する自動車等により、交通状態は予想以上に最悪の状態となり、消防ポンプ車の活動は極端に制限されると見込まれる。

地域振興課
消防本部

そのため、市は、可搬動力ポンプを十分活用できるよう、常時整備する。また電源車の整備を検討する。

(4) 消防団の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化の進展に伴い、団員数は年々減少傾向にある。市は、消防団活性化総合計画（平成27年4月1日制定）に基づき、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

地域振興課
消防本部

また、平時及び災害時の双方に重要な機能を果たす市内消防センターについては、地域の避難所施設の機能を維持するための活動拠点として位置付け、消防車両や放水器具のほか、必要な資機材等の充実及び整備・更新に努める。

地域振興課
消防本部

(5) その他の消防組織の強化

① 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

地域振興課
消防本部

② 事業所の自衛消防組織の育成・強化

大規模な工場、事業所等は、災害を排除して安全体制を確立するため、自衛消防組織の育成強化を図る。

第2 火災発生原因の制御

地域振興課
消防本部

1 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部は、学校、工場等収容人員50人（病院、商業施設等30人）以上の防火対象物に、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

また、防火管理者を育成するため、県が主催する防火講習会の開催に協力し指導し、防火管理能力の向上を図る。

消防本部

2 予防査察指導の強化

(1) 消防署の行う予防査察

警戒査察	火災警報発令又は、一時的な催物会場等で、火災予防上特に必要と認めた場合実施する。
特別査察	火災発生の恐れが著しく、人命危険がある場合実施する。

(2) 消防団の行う予防査察

警戒査察	火災警報発令又は、一時的な催物会場等で、火災予防上特に必要と認めた場合、消防職員と協力し査察を実施する。
特別査察	火災発生の恐れが著しく、緊急の必要がある場合、及び必要に応じ消防職員と協力し査察を実施する。

第4節 水害予防

水害による被害を未然に防止するため、県、関係機関と連携し、河川整備の促進、雨水の流出抑制、排水路改修、下水道の整備等を推進する。

また、加須市・羽生市水防事務組合を組織しており、水害の発生に備えた体制の整備・充実に努める。

第1 治水対策の推進

1 河川・水路の整備

氾濫時に市域に浸水を及ぼすおそれがある河川等の堤防強化対策及び調節池・河道改修を促進し、治水・流出抑制機能の保全・強化を図る。また、市が管理している水路等の計画的な整備を推進する。

2 内水対策の推進

市は、自ら管理している排水路や調整池の適正な維持管理に努めるとともに、市街地の雨水浸水対策として、河川管理者や下水道事業と連携した効果的な雨水出水対策を推進する。

特に、水防法の一部改正（平成27年5月20日公布）に基づき、国・県と連携して雨水出水浸水想定区域を検討するとともに、雨水出水を抑制する貯留施設等の対策や雨水出水を想定した避難所の検討などを進める。

また、改正によりソフト・ハードの両面からの水害対策を強化する制度となったことから、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標を定めた「雨水管理総合計画」を策定し、対策に取り組んでいる。

なお、台風又は集中豪雨等により家屋又は道路等に浸水のおそれがある場合は、すみやかに排水その他の処置を行うものとする。

3 施設の整備と機能維持対策

平時からポンプ場及びポンプ施設・設備の点検整備に努め、災害発生時に備えるとともに、梅雨時期や台風時期には集水桝のゴミや落葉等の除去を行うとともに、広報誌等を活用して市民に対して協力を呼びかけ、内水被害発生の未然防止に努めるものとする。

河川管理者
農政課
建設課

建設課
農政課
河川管理者
下水道課
地域振興課

建設課

第2 水防体制の強化

建設課

1 水防組合による水害対策

利根川の水害対策は、羽生市、加須市の2市をもって組織する「加須市・羽生市水防事務組合」と協力して推進を図るものとする。

地域振興課
建設課

2 水害対応マニュアルの整備

水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難指示等の発令・伝達などの応急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。

また、国、県、関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

地域振興課
建設課
秘書広報課

3 水害危険箇所の周知

市は、水害発生時における市民の迅速かつ確実な避難を支援するため、利根川、荒川、小山川、中川、福川の浸水予想範囲や浸水程度、避難場所等の情報を図示した洪水ハザードマップを作成している。

今後とも、水害発生危険箇所等の周知を図るため、洪水ハザードマップの活用に努めるとともに、随時その内容を見直すものとする。

地域振興課

4 適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

市は、ホームページ「マイ・タイムラインで逃げ遅れゼロへ」での公開やハザードマップを活用して、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努める。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域を絞り、国や県の助言を得ながら避難指示等の発令対象区域を設定する。

5 防災意識の向上

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 地盤災害の予防

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

第1 液状化対策

1 液状化現象・対策の調査研究

市は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象の調査研究やその予防対策に関する成果を踏まえ、液状化危険地域における危険度予測を予防対策に反映させる調査研究を実施する。

2 液状化対策工法の普及

土木施設構造物、建築物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策(地盤そのものを改良する工法)と、液状化の発生を前提とした構造的な対策(杭等構造物の一部を堅固な支持地盤まで到達させる工法)がある。

同様に、地下埋設物(上下水道施設)の液状化対策工法にも、地盤改良工法と地下埋設管路の対策工法に大別される。市は、これらの液状化対策工法の普及を図り、施設整備に反映させる。

3 耐震診断・耐震強化の実施

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

第2 地盤沈下対策

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目的とし、地下水採取の規制及び地盤沈下に関する調査を行っている。

市は、県と連携協力し、市域内の地盤沈下の状況の把握に努め、災害による被害の軽減を図るための対策を検討する。

地域振興課

地域振興課
まちづくり政策課
下水道課
水道課

地域振興課
まちづくり政策課

地域振興課
環境課

第3 宅地の安全対策

地域振興課
まちづくり政策課

市は、盛土による災害防止に向けた国の総点検を踏まえ、危険が確認された盛土については各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、国の総点検を踏まえて県が実施する宅地造成の災害防止に関する指導に対して、必要に応じて協力し、災害発生の未然防止に努める。

大規模に盛土造成された宅地については、その分布状況や、地盤調査、地盤補強、地盤改良等の実施状況を公表し、宅地の安全性強化に関する啓発に努める。

第6節 危険物施設等における備え

消防本部

第1 危険物取扱施設の把握

市は、関係機関と連携及び消防機関による予防査察等を通じて、市内の危険物施設取扱い施設の実態把握に努める。

第2 危険物施設における災害予防

消防本部

1 消防法に定める危険物施設の予防対策

過去の震災例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、液状化等による要因で危険物施設が損傷を受けることがある。

このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び事故防止の啓発を図る。

消防本部

2 高圧ガス施設の予防対策

過去の震災例に基づき、高圧ガス保安法及び関係法令が改正されるとともに、施設の耐震設計基準も年々強化されており、地震に対する構造上の安全策は講じられている。しかし、耐震設計で考慮されている要因以外でこれらの施設が損傷を受けることがある。

このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び事故防止の啓発を図る。

消防本部

3 毒劇取扱施設の予防対策

毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づいて、市は監視指導を行っている。

毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。このため、市はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく管理の徹底や事業所に対する事故防止の啓発を図る。

4 火薬類施設の予防対策

消防本部

火薬類は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、県及び市は実態把握に努めるとともに、法令に基づく管理の徹底や事業所に対する普及啓発を図る。

5 その他の危険物施設における予防対策

消防本部

放射性物質、その他の危険物事故を考慮し、市は県と連携し、その実態把握に努めるとともに、管理の徹底及び各所に対して事故防止の啓発を図る。

第2章 市民の安全確保に対する備え

第1節 避難に対する備え

災害による家屋の倒壊、焼失、流出、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者及び延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を作成する。

第1 避難計画の作成

避難誘導の方法、避難者の行動の状況等を踏まえて計画を作成する。

1 一般市民の避難計画の作成

市は、市民の避難誘導を迅速かつ適切に実施するための避難計画を策定するとともに、自主防災組織（自治会）等と連携し、避難組織の確立に努める。

また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを作成し、あらかじめ避難所を指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。

（1）避難計画作成の留意事項

- ① 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ② 指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び高齢者、障がい者等要配慮者の状況
- ③ 指定避難所への経路及び誘導方法
- ④ 高齢者、障がい者等要配慮者の適切な避難誘導體制
- ⑤ 指定避難所における施設・設備の整備
- ⑥ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ⑦ 指定避難所の管理に関する事項
- ⑧ 災害時における広報
- ⑨ 人権への配慮
- ⑩ 避難時及び避難所における感染症対策

地域振興課

2 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

(1) 病院

病院管理者は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、搬送の実施方法等に関する計画を定める。

計画の策定時には他の医療機関や市の保健・福祉部局と調整を図り、一体的な計画となるよう留意する。

(2) 要配慮者関係施設

高齢者、障がい者及び児童施設等の管理者は、地域特性や要配慮者の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに、福祉避難所の確保・移送、給食等の実施方法等について定める。

(3) 不特定多数が利用する施設

大規模集客施設や駅等管理者は、不特定多数の人々が入り出りする施設であることに留意し、地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法について定める。

(4) 工場、危険物保有施設

工場や危険物保有施設の管理者は、従業員、近隣住民の安全確保のための避難方法、市、警察、消防との連携等に関する計画を定める。

3 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を定める。

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒等の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。

市内小・中学校はすべて避難誘導マニュアルを策定しており、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童及び生徒に災害時の行動について周知しておく。

地域振興課
健康づくり推進課
病院管理者

地域振興課
社会福祉課
社会福祉施設管
理者

地域振興課
鉄道事業者
施設管理者

地域振興課
消防本部
施設管理者

教育総務課
子育て支援課
学校等管理者

また、市内の保育園、幼稚園等についても、小・中学校に準じて避難誘導マニュアルを整備するとともに、避難訓練等を実施する。

なお、本計画に基づき、消防、警察、市及び行政区（自治会）等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所については保護者に連絡し周知徹底を図る。

4 私立保育園等の避難計画

市及び県は、私立保育園・認定こども園・幼稚園が、公立学校等に準じて自主的に避難対策をたてるよう助言する。

施設管理者

第2 避難所等の指定・整備

1 避難場所の指定

(1) 指定緊急避難場所

市は、地震等による大火災が発生した場合、近隣住民が一時的に避難して様子を見る場所として、市内の小・中学校、高等学校及び公園の計59か所を指定緊急避難場所として指定している。今後、公園には、防災機能を有する施設・設備の設置を進める。

都市部周辺や農村部は地震等による大火災が発生した場合、市民の判断で近くの空き地や田畑などへ一時的に避難することも有効であることを周知する。

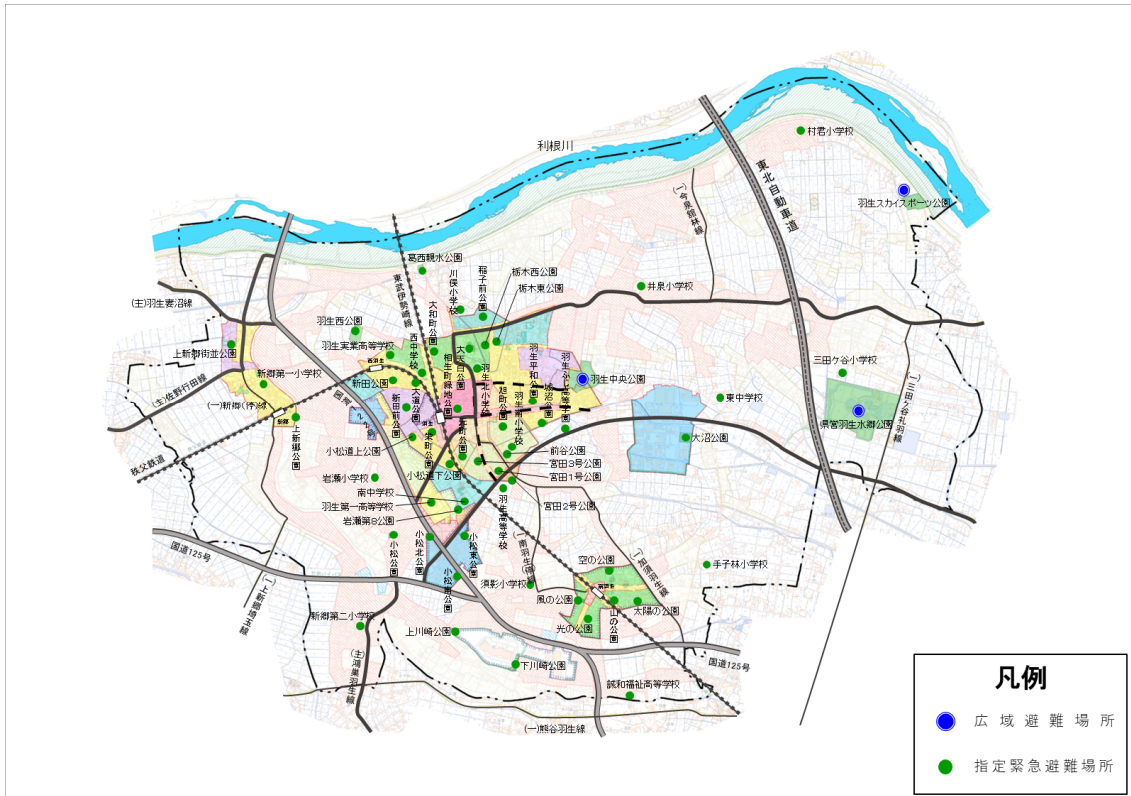
また、洪水等による浸水被害に備え、学校の校舎の2階などを指定することを検討する。

さらに、今後、指定緊急避難場所の指定に当たっては、避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

なお、埼玉県地域防災サポート企業・事業所として、避難場所の提供に関し協力できるとして登録している企業・事業所もあることから、これら企業・事業所との防災協定などの締結を進める。

地域振興課
建設課

<図一指定緊急避難場所位置図>



注：上図のほかに、上川崎公園、下川崎公園も指定緊急避難場所として位置づける。また、指定避難所である学校等のグラウンドも位置づけられる。

(2) 広域避難場所

市は、地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次被害の危険から市民の安全を確保する場所として、以下の3か所の公園を広域避難場所として指定している。

No.	名称	所在地	面積 (ha)
1	羽生中央公園	東9丁目地内・藤井下組地内	10.69
2	羽生水郷公園	三田ヶ谷、与兵衛新田ほか地内	53.60
3	羽生スカイスポーツ公園	常木 1175	15.27

注：広域避難場所は、指定緊急避難場所も兼ねている。

2 避難所の指定・整備

(1) 指定避難所の指定

市は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、また、災害が一段落したあと、住家を失った市民や帰宅できない人などが臨時に生活する拠点として、市内の小・中学校、高等学校、公民館及び体育館など33か所を指定避難所

地域振興課
建設課

地域振興課
教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

として指定している。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

各避難施設は、耐震性を有する施設となっており、今後は水害に対する強化を図る。

また、指定避難所には、防災備蓄品の保管場所を整備し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等必要な資機材を整備する。

加えて、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

<図—指定避難所位置図>



(2) 福祉避難所の指定

市は、介護が必要な高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者などの要配慮者が、指定避難所では避難生活が困難となった場合の避難先として、市内14か所の社会福祉施設と協定を締結し、福祉避難所として指定している。

こうした福祉施設の多くは低層であることから、施設管理者は、洪水等による浸水被害に備えた避難方法を検討しておく。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

地域振興課
社会福祉課

3 避難路の選定と確保

市は、市街地の状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努める。

- ① 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ② 避難路沿いには、火災・爆発等のおそれがある建築物等がないよう配慮する。
- ③ 住民の理解と協力を得て、住民にわかりやすい通学路を避難路に選定する。
- ④ 避難路については、幹線道路を含む複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

第3 避難体制の整備

1 避難所及び避難場所、避難行動の周知

(1) 避難経路、避難先

事前の避難又は災害発生時の避難において、市民が迅速に安全な場所に避難するためには、日頃から市民自らが指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路を認識しておくことが重要である。

このため、市は、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等を配布し、避難所等の周知を図る。

また、市は、避難所の案内標識や誘導標識について、日本工業規格に基づく図記号を使用して、災害の種別に対応した表示にするよう努めるほか、文字の大きさや標識板の高さ等に配慮し、かつ必要に応じて、外国語及びやさしい日本語や点字による標記を行い、適切な避難誘導が実施できるよう避難路等に配置する。

(2) 安全確保行動

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(3) 意識醸成

市は、過去の災害の教訓を踏まえ、市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要であり、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

2 避難誘導への備え**(1) 避難誘導組織の整備促進**

市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立する。

地域振興課

(2) 避難誘導用資機材の整備

市は、トランジスタメガホン、投光機、発電機、ロープ、懐中電灯等の誘導用資機材の備蓄を図るとともに、自主防災組織に対し、前記資機材の整備を図るよう指導する。

地域振興課

(3) 要配慮者の避難誘導

市は、要配慮者、中でも避難行動要支援者の避難誘導に際して、羽生市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自主防災組織と民生委員・児童委員や福祉関係機関等と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制を確立するよう努める。

地域振興課
社会福祉課**(4) 要配慮者関係施設における避難誘導**

市は、病院や福祉施設の入所者・通所者の避難誘導が実施できるよう、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。

地域振興課
社会福祉課
社会福祉施設管理者**(5) 地震火災に備えた避難誘導への配慮**

地震により同時発生する火災や延焼火災からの避難誘導に際しては、一時的応急的には公園等指定緊急避難場所を利用し、指定避難所へ移動するなど段階的な避難を行うことを原則とする。

地域振興課

また、避難所を開設した場合には正しい情報を伝え、避難住民に対し余震等に関する不安を与えないようにする。

地域振興課

(6) 洪水被害に備えた避難誘導への配慮

洪水等による浸水被害などの場合に、市は早めの避難に心がけるように周知する。

また、避難所等への避難が遅れた場合、市民の判断により高い建物への移動や建物内の安全な場所での待避を含め、災害の種別、事象に応じて、命を守るための行動が柔軟にとれるような備えを周知する。

3 避難所運営体制の整備

(1) マニュアル等の整備

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき「羽生市避難所運営マニュアル」を作成しており、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の事情に応じて順次更新する。

なお、指定緊急避難場所や避難所への避難では、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 地域との連携した避難所運営の訓練

市は、自主防災組織や学校の教職員等と連携し、避難所の運営について、静岡県が開発した「HUG（ハグ）」（避難所運営ゲーム）等を活用した研修等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

4 広域避難、一時滞在への対応

東日本大震災の経験を踏まえると、本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物により、市域外（県外）に長期間の避難や一時滞在を余儀なくされる場合を想定する必要がある。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市では、埼玉県内や友好都市との間で大規模災害に備えた相互応援協定を締結している。今後も、こうした広域避難に備え、首都圏や関東圏域を超えた広域的な相互応援協定を締結しておくとともに、県外への広域避難に関して、県の協力を得る。

さらに、避難が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等の各種支援についても検討しておく。

地域振興課
教育総務課
学校管理者
生涯学習課
スポーツ振興課

地域振興課
教育総務課
学校管理者
生涯学習課
スポーツ振興課

地域振興課

第2節 救急・救助に対する備え

市は、災害時における救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、連携して救急・救助活動体制の整備に努める。

第1 救急・救助体制の整備

1 救急・救助資機材の整備と訓練

市と消防本部は、平時から互いに協力して消防署、西分署、消防団機械器具置場における救急・救助資機材などの整備を行う。

また、建築物等の下敷きとなった住民を敏速安全に救出するため、自主防災組織にバール、ノコギリ等の簡易工具を整備する。

2 救急・救助訓練の実施

災害時には、道路交通確保が困難になることが想定されるため、市と消防本部は、消防団及び住民等に対する救急救助訓練を行い、各地域における救急・救助体制の整備を図る。

第2 傷病者の搬送体制の整備

1 緊急車両等による搬送体制の整備

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、消防本部は、本署及び分署に配置の救急車に対応するほか、非常招集参集職員による救急予備車を活用することとする。

2 ヘリコプターによる搬送体制の整備

重症者などの緊急を要する搬送、浸水被害により孤立した被災者の救助においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、場外離着陸場の設置場所等、必要な事項を定めておく。

地域振興課
消防本部

地域振興課
消防本部

消防本部

消防本部

3 災害時広域医療搬送体制への対応

県では、大規模災害発生時に県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは十分対応できない場合に備え、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備している。

市は、市内の医療機関等に対応できない重症者等については、災害時広域医療搬送計画の内容を確認し、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

また、平時において、DMAT（災害派遣医療チーム）、自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認し、緊急時に迅速に対応できるよう努める。

第3節 医療救護に対する備え

大規模な災害が発生した場合、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。

そのため、初期医療体制、後方医療機関及び広域的な保健医療の応援体制について整備を図るとともに、自主防災組織等による救護活動の体制の整備に努める。

第1 初期医療体制の整備

1 関係機関との連携強化

市は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、平時から医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関と連携を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

大規模な災害が発生した場合の医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で行うことを原則とするが、傷病者が多数の場合、もしくは医療機関が被災して機能していない場合には、医療救護班の編成や医療救護所を設置して医療活動を行うため、医療救護所設置予定場所をあらかじめ指定するとともに、必要な資機材の整備に努める。

震災時に同時多発する救助事象に対応するため、救助体制の強化を図り、傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

（市内医療機関は資料編に記載）

2 医薬品等の確保

市は、医療救護所の設置に備え、医薬品、医療救護資機材等の備蓄に努めるとともに、定期的に点検等を行い、不足するものについては適宜補充、更新等を行う。また防災上重要な施設については、AEDの設置を推奨する。

また、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。

さらに、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

さらに、災害時には特にトリアージの実施が重要となるため、トリアージタグや筆記用具など消耗品を確保しておく。

※ランニング備蓄：災害時に必要な医薬品を薬剤師会員の担当薬局の在庫で賄い、期限切れやロス等の軽減を図るシステムのこと。

地域振興課
健康づくり推進課

健康づくり推進課

地域振興課
消防本部
健康づくり推進課

3 応急手当の普及

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、又は道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は消防機関、医療機関、自主防災組織と連携し、救護所などにおいて負傷者に対し、市民による応急救護活動ができるよう、止血、人工呼吸、心肺蘇生、AEDの使用方法等の応急手当に関する講習会等を実施する。

4 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

<羽生市内の救急病院・救急診療所>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
医療法人徳洲会 羽生総合病院	下岩瀬 446	562-3000

<東部北地区第三次救急病院>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

<東部北地区第二次救急病院一覧表>

名 称	所 在 地	電 話 番 号
《病院群輪番制病院》		
秋谷病院	幸手市中 4-14-41	0480-42-2125
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
医療法人社団弘人会 中田病院	加須市元町 6-8	0480-61-3122
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
医療法人徳洲会 羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
蓮田病院	蓮田市根金 1662-1	048-766-8111
医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
《小児救急輪番制病院》		
医療法人 土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1-10	0480-21-0766
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
医療法人徳洲会 羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000

地域振興課
健康づくり推進課

第2 応援体制の整備

大規模な災害等により、医師・医薬品等の不足により市内の医療機関で対応できない場合、後方医療機関にて重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行ってもらうため、市は県、赤十字に応援を要請することになる。そのため、あらかじめ災害時に迅速かつ円滑に要請できるよう、要請方法等の整備を図る。

なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、（地独）埼玉県立病院機構の病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とし、災害による傷病者の受入れのほか、既存入院患者などの治療の継続や救護班の派遣を行うものである。

また、市は、県が指定している災害拠点病院に関し、診療科目や病床数などを把握しておき、緊急時の搬送方法についても検討する。

<災害拠点病院>

災害拠点 病院区分	病院名	所在地
基幹災害 拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5
地域災害 拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
	（社福）恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
	（社福）恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376
	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1
	（独法）国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10
	医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446
	（地独）埼玉県立病院機構埼玉県立小 児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2
	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3

令和4年7月1日現在

＜災害時連携病院＞

病院名	所在地
社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西四丁目5番1号
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭2丁目1671番地
医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
社会医療法人入間川病院	狭山市祇園17-2
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市入間川2丁目37番20号
越谷市立病院	越谷市東越谷十丁目32番地
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12
医療法人社団晃悠会ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525

令和4年2月現在

第4節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、医療的ケアを必要とする者等災害時の避難所生活等に当たって大きな支障があり、特段の手助けが必要な者は、災害の発生時において被害を受ける危険性が高いため、これらの要配慮者等の安全確保対策を推進する。

また、要配慮者の中で、自ら避難することが著しく困難である者（以下「避難行動要支援者」という。）については、特に災害時の避難支援や安否確認等が重要になる。

このため、市は、災害時において、要配慮者はもとより避難行動要支援者の安全確保に対する備えを進める。

第1 基本的な考え方

1 地域との協力体制の整備

要配慮者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいく必要がある。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者に要配慮者がいることを前提として、施設の整備や避難計画の策定を行う必要がある。

(1) 対象者の定義

要配慮者及び避難行動要支援者の区分は次のとおりである。

要配慮者	高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、医療的ケアを必要とする等、災害時の避難所生活等に当たって大きな支障があり、特段の手助けが必要な者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援を行う地域の関係者

※その他の特に配慮を要する者とは、地理に不案内な旅行者や言葉に不自由な外国人を指す。

(2) 避難行動要支援者

本計画の避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、次に掲げるものであって市内に住所を有し災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であるものとする。ただし、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしている場合はこの限りでない。

① ひとり暮らしの75歳以上の高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯の方
② 身体障害者手帳（1・2・3級）の交付を受けている方
③ 療育手帳（㉠・A・B）の交付を受けている方
④ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
⑤ 要介護認定（3・4・5）の認定を受けている方
⑥ その他避難支援が必要と認められる方

(3) 避難支援等関係者

本計画の避難支援等関係者とは次に掲げるものとする。

① 自主防災組織（自治会）	② 民生委員・児童委員
③ 社会福祉協議会	④ 羽生警察署
⑤ 前①～④号のほか、避難支援等の実施に携わる関係者（指定特定相談支援事業者、指定居宅介護支援事業者等）	

第2 避難行動要支援者への避難支援の備え

1 名簿の整備と活用

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備に活用するため、平時から市が所有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年更新する。

また、名簿登載者の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。転入等の事由により、新たに避難行動要支援者となったものに対しても同様とする。

さらに、難病患者に関する情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認められる情報については、県及び関係機関に対し、情報の提供を求める。

なお、避難支援等関係者に対し名簿を提供する際、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう周知徹底する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

① 氏名	⑤ 電話番号その他の連絡先
② 生年月日	⑥ 避難支援等を必要とする事由
③ 性別	⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
④ 住所又は居所	

【避難行動要支援者名簿に係る留意事項】

- | |
|--|
| ① 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。 |
| ② 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査すること。 |
| ③ 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査すること。 |

(2) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難、方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への

必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

2 平時における支援体制

市は、避難行動要支援者の避難支援全体に係る体制や災害発生時の対応を定めた避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を作成する。

自治会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろからコミュニケーションづくりや避難行動要支援者の支援体制づくりに努める。

また、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られること、及び訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

3 避難支援に関する備え

(1) 避難支援等関係者への対応

災害発生時及び災害発生のおそれのある場合に、市から避難情報の伝達を受けた自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等は、お互いに連携し、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認のほか、避難支援の方法等を周知する。

- ① 避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。
- ② 避難支援等関係者が、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。
- ③ 避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

(2) 避難行動要支援者への対応

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることについて、十分に理解を得るよう周知する。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 ユニバーサルデザインの推進

市及び県は、災害時に車いす使用者等が円滑に避難できるよう、路面の段差の解消、有効幅員の確保等、ユニバーサルデザインの推進に努める。

また、避難所等を示す防災標識の設置においては、明るく大きめの文字を用いる等、要配慮者に配慮する。

社会福祉課
まちづくり政策課
建設課

第3 避難所運営における要配慮者への対応

1 避難所運営体制等の整備

市は、避難に関する情報伝達において、要配慮者等に十分配慮し、電光掲示板、フラクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記に努める。

また、避難所においては、一般の避難者と施設を別にする、物資の供給を優先的に行う、配給品目に十分留意する等、要配慮者が良好に避難生活を送れるよう、体制の整備等に努める。

地域振興課
社会福祉課
教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

2 相談体制の確立

要配慮者は、被災により身体及び精神的な負担を受けやすいため、被災した要配慮者に対して、メンタルケア、各種相談等に的確に対応できるよう、医師・看護師・保健師・教育関係者・福祉関係者・相談援助職等の専門職員と平常時からの連携を深め、人権に十分配慮しながら災害時に状況に合った相談体制が取れるよう支援体制の整備に努める。

社会福祉課
健康づくり
推進課
高齢介護課
学校教育課
子育て支援課

第4 社会福祉施設、病院等の対策

1 施設の安全確保

(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市はこれを指導する。

消防本部
社会福祉施設管
理者

社会福祉施設管理
者

(2) 緊急連絡体制の整備

① 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

社会福祉施設管理
者

(3) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

社会福祉施設管理
者

(4) 施設間の相互支援システムの確立

市は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

社会福祉課
高齢介護課
社会福祉施設
管理者

(5) 被災した在宅避難行動要支援者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

社会福祉施設管理
者

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

- ① 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む）（3日分）
- ② 飲料水（3日分）
- ③ 常備薬（3日分）
- ④ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）
- ⑤ 照明器具
- ⑥ 熱源
- ⑦ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、市はこれを促進する。

社会福祉施設管
理者
地域振興課
消防本部

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会やボランティア団体及び近くの高校・短期大学等との連携を図っておく。

地域振興課
社会福祉課
社会福祉施設管
理者

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

(9) 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

社会福祉施設管
理者

第5 在宅の要配慮者対策**1 緊急通報システムの整備**

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システムを整備しており、高齢者及び障がい者に対して、緊急通報システムへの加入を促進している。

社会福祉課
高齢介護課
消防本部

2 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難場所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を推進する。

地域振興課
建設課

3 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

地域振興課
秘書広報課
社会福祉課

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

社会福祉課
高齢介護課

4 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な要配慮者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、要配慮者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

③ 地域住民との連携

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの活動と連携し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

第6 外国人の安全確保

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、市は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

3 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

地域振興課
市民生活課

地域振興課
建設課
まちづくり政策課

地域振興課
秘書広報課
市民生活課

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

地域振興課

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

社会福祉課
秘書広報課

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第5節 帰宅困難者支援への備え

災害時に交通機関の運行停止により帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を県、東京都など関係機関と研究・協議し、実施していく。

また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

地域振興課

1 帰宅困難者の定義

風水害や地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

埼玉県

2 都県における帰宅困難者対策の周知

埼玉県や東京都では、大災害時に自宅への帰宅が困難な者への情報提供等の対策を講じることとなっている。市は、これらの対策について市民に周知していく。

3 市民への啓発

(1) 徒歩帰宅の心得7カ条の普及

大規模な災害が発生した直後には「むやみに移動を開始しない」といった災害時の行動ルールとともに、日ごろから「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

地域振興課
秘書広報課

徒歩帰宅の心得7カ条	
<留まる>	1 連絡手段、事前に家族で話し合い
	2 携帯も、ラジオも必ず予備
<知る>	3 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
	4 災害時の味方、帰宅支援ステーション
<帰る>	5 職場には、小さなリュックとスニーカー
	6 帰宅前には、状況確認
	7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

(2) 災害用伝言ダイヤル等の周知

NTT東日本では、被災地への安否確認電話の殺到に対処するため、「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」も整備している。

また、携帯電話事業者(エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル)は、災害時に家族・親類・知人などの安否確認に利用するための災害用伝言板サービスを提供している。

市は、これを広報誌等で積極的に周知していく。

4 事業所等への要請

市は、職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

- ・施設の安全化 ・災害時のマニュアルの作成 ・飲料水、食料の確保
- ・情報の入手手段の確保 ・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の水、食料や情報の提供 ・仮宿泊場所等の確保

5 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

6 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間施設を問わず確保するよう努める。

第3章 災害時の生活安定に対する備え

第1節 食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

第1 備蓄物品等の確保

1 備蓄量の検討

市は、被害想定等をもとに、備蓄計画等を策定し、備蓄が必要な品目、数量等を検討し、市が備蓄すべき品目、数量の適正化に努める。なお備蓄計画等の策定においては次の点に留意する。

- ・ 想定される災害の種類と対応
- ・ 備蓄すべき品目と事業者の協力により対応する品目
- ・ 発災時の人口、昼間の人口と夜間の人口の差
- ・ 備蓄場所
- ・ 乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資

本市が想定している主な災害は、地震と風水害であるが、防災対策における被害想定については、過去の被害事例等を踏まえた最悪の事態を想定した。その結果、昭和22年のカスリーン台風と同程度の浸水被害が起きた場合が最大となった。そのため、被災想定人口は3,519人となるが、平成26年1月1日の人口を基に想定していた被災人口3,655人を、引き続き備蓄計画における対象人数とする。

想定災害	想定	罹災者数
地震	茨城県南部地震で、冬18時、風速8mのケース、1週間後の避難者数	83人
地震	関東北西縁断層帯地震で、破壊点：中央 冬18時、風速8mのケース、1週間後の避難者数	1,494人
地震	茨城県南部地震による帰宅困難者数	9,621人
水害	カスリーン台風と同程度の浸水被害から推計した罹災者数	3,519人

注1：罹災者とは、災害により避難を余儀なくされた者である。

注2：カスリーン台風では、旧羽生町、旧井泉村、旧手子林村、旧三田ヶ谷村で合計3,358人の罹災人口であった。当時の人口から罹災率を算定し、令和4年10月1日現在の人口に乗じて罹災者数を推定した。

注3：帰宅困難者は、羽生市内に外出していて自宅に帰れなくなる人である。

地域振興課

(1) 食料の備蓄

市・県及び市民は、それぞれ分担し、6日分に相当する食料を目標に備蓄するものとする。なお、避難しない場合でも災害時には食料や生活必需品の入手が難しくなるため、市民に対しては最低3日分（推奨1週間）の備蓄を働きかける。

市民は、食料や飲料水などは普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

なお、災害時の食料給与の対象者は、避難住民、災害救助従事者及び帰宅困難者とする。

市及び県が備蓄する食料は、主食品（アルファ米等）、乳児食（粉ミルク等）、その他とし、保存期間が長くかつ調理不要のものとする。

<表－食料備蓄算定基礎>

供給対象者	市・県	市民	合計
避難住民	3日分 (市と県が1.5日分ずつ)	3日分 (推奨1週間)	6日分
災害救助従事者	6日分	-	6日分
帰宅困難者	1日分	-	1日分

<表－食料備蓄想定量>

項目	避難住民	災害救助従事者	帰宅困難者
供給対象者	3,655人	500人	9,621人
供給対象者食数 (1人/1日)	3食	3食	3食
備蓄目標数量	3,655人×3食×1.5日分=16,447食	500人×3食×6日分=9,000食	9,621人×3食×1日分=28,863食

地域振興課

(2) 毛布の備蓄

被災想定人口3,655人分の毛布を手当てすることを目標とする。

地域振興課

(3) 生活必需品の備蓄

避難所等で一時的に生活するために必要な生活必需品等については、被災想定人口3,655人分を備蓄する。

また、避難所での生活が被災者の心身に与える影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレなどの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄していく。

2 備蓄庫、防災倉庫の整備

(1) 計画目標

- ① 備蓄庫の設置を検討する。また、緊急用食料、生活必需品、その他の資機材等について必要な備蓄を行い、円滑かつ効率的な救援活動を図る。
- ② 避難所となる小・中学校の使用可能階以上に防災備蓄品の保管場所を設け、被災者の一時的な生活に必要な生活必需品、資機材等を備蓄し、初期救援活動の円滑化を図る。

地域振興課

第2 食料・生活必需品等の調達

1 調達方法

長期保存が困難な食料・生活必需品及び防災資機材など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、協定の締結に努める。

また、食料については、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品、生活必需品については、男女共用だけでなく、女性専用など、性差を考慮した調達に努める。

商工課
農政課

◆生活必需品

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・毛布、タオル ・下着、靴下 ・簡易食器 ・懐中電灯 ・ラップフィルム ・おむつ（子供用、大人用） ・生理用品 ・石鹼 ・ウェットティッシュ ・使い捨てトイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品 ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り ・マスク、防塵マスク、消毒液等感染症拡大防止に必要な物資 等 |
|--|

商工課

2 食料・生活必需品等の輸送体制の整備

市は、災害時に調達した食料、生活必需品等が生産者、販売業者等から市の集積地、避難場所等に円滑に輸送できるよう、輸送に関して、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

市及び県は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておく（共通編 第4章 第1節 第2 及び羽生市受援計画を参照）とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

地域振興課
商工課

3 燃料調達体制の整備

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平常時から災害時応援協定締結先等と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

地域振興課
商工課

4 災害時他市協力協定の推進

（1）計画目標

必要物資は、災害時にどの程度の救護を実施するかによって質・量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄とする。それ以外のものについては、あらかじめ関係団体（企業）、相互協力市との間で協定を締結し、在庫の優先的供給を受ける。

第2節 応急給水に対する備え

災害時には広範囲にわたって、配水管の破損や停電による断水が発生する。そのため、飲料水確保を最優先とし、さらに生活用水と給水等についての措置を講じる。

市は埼玉県と協力して、以下により飲料水の供給体制を確立する。

第1 給水体制

1 応急給水体制の整備

(1) 計画目標

飲料水及び最低限の生活用水として、1人当たり災害発生時から3日目までは1日3ℓ、4日目以降は1日20ℓの水を7日目まで（応急復旧に要する日数）確保するものとし、給水人口については54,034人（市の人口：令和4年10月1日現在）を対象と考える。（最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度をいう。）

また、給水資機材の整備を図り、円滑な給水活動ができるようにしておく。

(2) 飲料水等の確保の方法

応急給水用には、耐震性貯水槽及び市浄配水場を補給水源とする。なお、生活用水の水源としては、学校や民間のプール等を活用する。

【参考】必要給水量の算定方法（災害発生の日から7日分：1ℓ=0.001m³）

$$\cdot 3日目まで \quad 3\ell \times 54,034人 \times 3日分 = 486\text{ m}^3$$

$$\cdot 4日目以降 \quad 20\ell \times 54,034人 \times 4日分 = 4,323\text{ m}^3$$

$$\text{合 計} = 4,809\text{ m}^3$$

<表－水道貯水施設の状況>

給水施設名	所在地	貯水量（m ³ ）
第2浄水場	下羽生134	8,000
中岩瀬配水場	中岩瀬150-1	6,000
計		14,000

平成27年3月現在

地域振興課
水道課

水道課

地域振興課
水道課

(3) 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備、充実を図る。

- 給水タンク ○ 組み立て水槽 ○ 飲料水給水袋 ○ 給水ポリ容器
- 三角バケツ ○ 可搬式ろ水機 ○ 可搬式発電機 ○ 次亜塩素酸カルシウム
- 燃料（固形）（飲料水を加熱し、レトルト食品による給食に使う。）

地域振興課
水道課
消防本部
教育総務課

(4) 給水箇所

指定避難所を拠点給水箇所とする。

被災地域（断水地域等）の住民に対しての給水箇所は、井戸及び受水槽等の所在地とし、状況によりプール及び消防水利の所在地等をあてる。

(5) 給水活動

指定避難所では備えてある学校の受水槽等を使用し、避難者による給水班を編成して円滑な給水を行う。被災地域（断水地域等）においては受水槽、井戸等の所有者、管理者を中心とした、地域住民の自主的管理による給水を行う。

また、指定避難所や被災地域の飲料水量に限界が生じたときは、浄配水場及び付近の受水槽並びに井戸から取水し、タンク、水槽、給水袋等の給水用資機材によって搬送給水を行う。

なお、車両輸送が困難な場合は、付近の消防水利及びプールの水をろ水機でろ過し、次亜塩素酸カルシウムで消毒してから給水する。

(6) その他

市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導により災害時給水の知識を高める。

井戸等の水質検査を実施し、飲料水の安全性を平常時から確保する。

日本水道協会、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織と協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

地域振興課
水道課

2 ろ水機の配備

市内小・中学校等のプール、消防水利の水をろ過し、飲料水として使用するため、無菌浄水器等を配備する。

地域振興課

3 耐震性井戸等の整備

地域振興課

道路の破損、その他により、被災地への飲料水、生活水の搬送が困難になる事態を想定し、初期応急生活水の給水施設として、地区防災避難所拠点となる小・中学校及び公共施設に順次整備を進める。

4 震災対策用井戸の指定

地域振興課

現に有効に使用されている民間所有の井戸を震災時に活用するため、下記基準により震災対策用井戸として指定し、近隣間での生活水を確保する。

(1) 選定基準

- ① 現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの。
- ② 震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあるもの。

(2) 整備事業計画

- ① 停電時における井戸の電源として、携帯用発電機の備蓄を進める。
- ② 事業所等の井戸について調査し、協力を求めていく。

5 検水体制の整備

地域振興課
水道課

市は、県の指導や助言を受けながら、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

第3節 環境衛生に対する備え

第1 遺体の埋・火葬に対する備え

1 資材の確保

市は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

2 遺体収容所の確保

大規模な災害時には死者が多発し、検視・検案等の処理や火葬が追いつかない場合が想定される。そのため、市は市内の寺院を遺体収容所とし、一時的に遺体を収容し、適正な取り扱いができるよう、資材などを備蓄するとともに、寺院と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

ただし、災害による死者が少ない場合には、民間の葬祭業者の協力を得て遺体収容所を確保できるように協定等の締結を検討する。

第2 防疫に対する備え

1 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように、県の組織に準じて、防疫班の組織を明確にした組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫対策及び食品衛生や動物愛護等保健衛生対策を適切に実施できるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。

また、埼玉県ペストコントロール協会と協定を締結し、協力体制の確立に努める。

2 防疫用資機材の備蓄及び調達

市は、防疫及び保健衛生用資機材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。また、防疫用資機材の調達や実施体制等について、民間事業者等との連携を進める。

地域振興課
市民生活課

地域振興課
市民生活課

地域振興課
環境課

地域振興課
環境課

第3 し尿処理に対する備え

大規模災害では、下水道の機能支障や避難所における仮設トイレや簡易トイレの配置も重要な課題である。

災害時においても適正な処理を実施するため、平時より以下の施策を実施する。

1 災害用組立トイレの確保

下水道機能支障及び避難者数から必要な災害用組立トイレ数を把握し、各指定避難所等の防災倉庫に組立トイレ（障がい者用を含む）を確保する。

また、組立トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市区町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定締結についても検討する。

2 し尿処理対策

(1) し尿処理施設の機能確保

災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備、災害発生直後の施設の安全確認などに関する災害時維持管理マニュアルの作成を検討する。

また、被害想定の見直し等により、発生する想定量の変動があるため、円滑な処理体制の確保に努める。

(2) 収集体制の確保要請

市は、災害時に、通常時のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、仮設トイレのくみ取り作業が予想されることから、収集作業における収集・搬入道路の確保、作業車の燃料確保手段等の検討を行う。

そのため、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内くみ取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制を整備し、収集作業を迅速に行えるように努める。

(3) 広域処理体制の確保

し尿処理施設の破損及び処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内くみ取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。

このことから、し尿処理施設を保有する近隣市町や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市町からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討を行う。

地域振興課

環境課

地域振興課
環境課

環境課

第4 廃棄物処理への備え

1 災害廃棄物処理計画の策定

地震や洪水等の大規模災害発生時には、建物損壊等による、災害廃棄物が発生する。また、災害時でも平常時と同様に排出される一般廃棄物についても併せて処理する必要があるため、「羽生市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑に廃棄物の処理を行う。

なお、本項における廃棄物に関する用語の定義は、以下の通りである。

<表－廃棄物関連用語の定義>

災害廃棄物	災害により全壊、半壊、流失などした家屋の解体撤去などに伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物で、市が処理する廃棄物
ごみ	災害により発生した一般ごみ及び粗大ごみ並びに資源物

2 ごみ処理対策

(1) 一般ごみ仮置場の確保

災害時には、処理施設の能力を超える一般ごみの発生が予想されるため、あらかじめ公有地等を活用して、選別・保管のできる仮置場を選定しておく。

(2) 分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ確保しておく。

3 災害廃棄物処理対策

(1) 広域処理体制への備え

市の廃棄物処理体制は、市のごみ処理施設で対応しているが、災害発生時には当該施設の処理能力を超える災害廃棄物の排出も想定し、埼玉県清掃行政研究協議会の相互支援要綱や、同協議会と埼玉県一般廃棄物連合会との協定の活用など、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者などと連携を図る。

環境課

環境課

環境課

環境課

(2) 災害廃棄物仮置場の確保

環境課

災害時において発生する倒壊建物や浸水建物などからのがれきは、仮置場に搬入する必要があるため、市では公有地の活用を検討する。

災害廃棄物の発生量予測を踏まえ、仮置場として、民有地などについて緊急時に活用できるよう利用の可否の調査や土地所有者への協力要請を行う。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(3) 放射性物質に汚染された一般廃棄物の処理

環境課

市内で放射性物質に汚染された一般廃棄物が発生した場合に備え、国、県、関係機関等と連携した適正な処理に必要な措置が講じられるよう検討を進める。

(4) 仮置場の運営管理への備え

環境課

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備するとともに、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

第5 動物愛護への備え

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や、避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど、平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

1 所有者明示に関する普及啓発

市は、県及び関係団体と連携し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発する。

平時における所有者明示の方法として以下の方法がある。

- ① 首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付ける。
- ② 脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着する。

2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市は、県及び関係団体と連携し、飼い主に対して以下の内容を日頃から行うよう普及啓発を行う。

- ・ケージやキャリーバッグを準備し、動物が中に入ることに慣らしておく
- ・緊急時の餌や飲み物、薬などはすぐに持ち出せるようにまとめておく。
- ・普段から最低限のしつけをしておく。（おすわり、待て、トイレトレーニング）

3 災害時動物救護活動ボランティア

県では、「災害時動物救護活動ボランティア登録制度」として、災害時に協力可能なボランティアを募集・登録している。市は、この制度について普及啓発を行い、発災時に動物の救護活動が円滑に進められる態勢を整える。

【活動例】

- ・避難所などで飼育されるペットの世話（食餌の提供、散歩など）
- ・被災動物の適正飼育などに関する飼い主へのアドバイス
- ・避難所などでの飼育場所の清掃管理など

第4節 住宅確保に対する備え

第1 応急措置等の備え

1 被災住宅などの応急措置体制の整備

市は、地震で被災した建築物の応急危険度判定、地震や風水害により被災した宅地危険度判定及び被災した公共建築物の被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等について、事故防止のため住民への広報活動等を行う。

また、関係機関と連携し、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

さらに、市内で被災建築物応急危険度判定士資格及び被災宅地危険度判定士資格の取得を奨励し、判定士の確保に努める。

地域振興課
まちづくり政策課

2 応急危険度判定用資材の整備

地震で被災した建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に使用するため、建築物や宅地の「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」、ヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄するとともに、使用方法の習熟を図る。

地域振興課
まちづくり政策課

3 応急復旧資機材の確保及び調達体制の確立

災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、平時より応急復旧資機材の確保に努め、不足する場合に備え、市内建設業者との資機材の調達に関して協力が得られるよう、体制整備に努める。

地域振興課
まちづくり政策課

4 関係機関との協力体制の確立

市建設業協会と協定を締結し、協力して公共建築物等の応急復旧が行えるよう、協議・検討する。

地域振興課
まちづくり政策課

5 災害による住家の被害調査体制の確立

被害家屋調査の実施に備え、必要備品、地図などの携行品を確保するとともに、ボランティア調査員(民間建築士など)の確保のための体制整備に努める。

地域振興課
税務課
まちづくり政策課

第2 建設型応急住宅の建設体制の準備

1 建設型応急住宅の事前計画

(1) 用地選定

市は、県及び市独自の建設型応急住宅適地の基準に従い、県公有地、市公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

(2) 設置及び供給計画

市は、次の点を明記した建設型応急住宅の設置計画等を策定する。

- ① 建設型応急住宅の着工時期
- ② 建設型応急住宅の入居基準
- ③ 建設型応急住宅の管理基準
- ④ 要配慮者への対応

(3) 必要とする建設型応急住宅適地

市又は地域ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに、市は必要とする建設型応急住宅適地を確保する。

(4) 適地調査

市は建設型応急住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について県に対して報告する。

(5) 建設型応急住宅の設置体制の整備

市は建設型応急住宅の設置について知事より委任された場合は、迅速に建設型応急住宅用資機材を調達し、仮設住宅の建設に着工できるよう、市内建設業者及び関係団体等との協力体制の強化を図る。

まちづくり政策課

まちづくり政策課

まちづくり政策課

まちづくり政策課

まちづくり政策課

<表一建設型応急住宅設置予定場所及び適地選定の基準>

設置予定場所	適地選定の基準 参考)平成28年6月23日付消第528号「応急仮設住宅建設適地の調査について(照会)」における別紙「調査票記載要領 2-適地選定の基準」
羽生中央公園	<p>(1) 原則、市町村有地とする。ただし、契約や協定により災害時に無償で応急仮設住宅建設適地(建設型応急住宅)として確保できることが明らかな場合には、市町村有地以外であっても可とする。</p> <p>(2) 校庭やヘリポートなど、明らかに応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設に不適当な用地は、除外する。(ただし、学校教育等に支障のない範囲であれば、校庭の一部を応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設適地として選定する。)</p> <p>(3) その他、次の基準のいずれにも該当する敷地を選定する。</p> <p>① 近隣100m以内に給水管が敷設されていること。</p> <p>② 公共下水管が敷地内や隣接地に敷設されていること又は公共下水道管接続不可の場合には、生活雑排水放流可能な水路等に接する敷地であること。</p> <p>③ 近隣に電気が敷設されていること。</p> <p>④ 4t車以上の工事車両が進入可能な敷地であること。(敷地の出入り口に面する道路幅員6m以上)</p> <p>⑤ 高低差の少ない敷地であること。(約2/10以内)</p> <p>⑥ 今後造成する必要のないこと。</p> <p>⑦ 今後概ね3年を超えて空地として存することが確実なこと。</p> <p>⑧ 10戸以上の建設が可能な敷地であること。</p> <p>※建設型応急住宅建設に必要な敷地面積:1戸当たり90㎡</p> <p>応急仮設住宅建設敷地内に次の附属施設が必要になることが想定される。:駐車場、集会場、多目的広場、ごみ置き場など</p> <p>ただし、近隣に駐車場が確保できるため敷地内に駐車場の設置を必要としない場合や交通利便性を考慮し、駐車場確保が不要な場合は、1戸当たり70㎡とすることができる。</p> <p>⑨ 二次災害を受ける危険性の少ない敷地であること。</p> <p>⑩ 交通の便等利便性を考慮した敷地であること。</p>
羽生西公園	
大和町公園	
旭町公園	
元町公園	
新田公園	
新田前公園	
宮田1号公園	
栃木西公園	
小松南公園	
小松北公園	
空の公園	
太陽の公園	
光の公園	
上川崎公園	
下川崎公園	
前谷公園	
城沼公園	
岩瀬第8公園	
計19箇所	

※詳細は「資料編 資料3-10 建設型応急住宅設置予定場所」に記載

第5節 文教対策

災害時において、園児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

第1 学校等における災害への備え

1 市及び市教育委員会の行う対策

(1) 学校等防災マニュアルの確認・指導・助言

所管する学校等を指導及び支援し、災害時の教育活動を速やかに再開するための応急教育計画の策定、防災マニュアルの確認、指導、助言を行う。特に洪水時の対応についての事前の備えについて指導する。

(2) 教材等の確保の備え

市は、教材用品の調達及び配給の方法については、市内業者と協定を締結し、災害時の供給に備えており、さらに協力体制を維持・強化するため、災害時の教材供給に関して適宜確認・協議を行う。

(3) 私立学校等への対応

私立学校等に対しては、公立学校の例に準じて防災マニュアル等を作成するよう指導及び支援していくものとする。

2 校長等の事前措置

校長等施設管理者は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

- ① 市防災計画における学校等の位置付けを確認し、役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ② 園児、児童及び生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ③ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡方法や非常招集の方法を職員に周知する。
- ⑤ 学校等においては、予測できない災害発生に対処する訓練を行うものとする。

地域振興課
教育総務課
学校教育課

教育総務課
学校教育課

教育総務課

学校教育課

3 施設、設備の安全確保

市は、学校及び社会教育施設等の管理者に対して、災害に対する事前措置として以下の点に留意しておくよう指導する。

- ① 学校及び社会教育施設等の管理者は、大地震の発生に備え危険箇所の補強、消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検し、整備しておく。
- ② 学校等においては、ガス、実験用薬品等の安全保管に留意し、震災時の出火防止に努める。
- ③ 負傷者の救急処置のため医薬品を常備し、緊急時に備える。
- ④ 学校及び社会教育施設は、避難所として緊急使用されることを想定し、あらかじめ必要な措置を講じておく。
- ⑤ プール及び貯水槽は、消火用及び飲料水として利用するため常時貯水しておく。

第2 文化財等の保護

市、市教育委員会及び文化財の所有（管理）者は、国、県その他関係機関と連携し、貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策を行う。

1 文化財の防火対策

（1）火災予防体制

- ① 防火管理体制の整備
- ② 文化財に対する環境の整備
- ③ 火気使用の制限
- ④ 火気の嚴重警戒と早期発見
- ⑤ 自衛消防と訓練の実施
- ⑥ 火災発生時における措置の徹底

（2）防火設備の整備強化

- ① 自動火災報知設備及び非常警報設備の整備強化
- ② 消火器、放水銃、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ、屋内消火栓設備等の適切な整備・強化
- ③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

生涯学習課
消防本部

(3) その他

- ① 文化財に対する防火対策の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- ② 所有者、管理者に対する助言・指導
- ③ 管理保護に関する助言・指導
- ④ 防災施設に対する助成

郷土資料館

2 収蔵資料の安全確保

- ① 防火設備の整備
- ② 埼玉県博物館連絡協議会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会などの関連団体による連絡体制の整備・支援対策の把握

第4章 受援・応援への備え

第1節 応援の受入れ

大規模な災害が発生した場合、国や地方公共団体、公共団体からの組織的応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

第1 人的応援の受入れ

災害時における人的支援については、国、地方公共団体、民間企業、ボランティアなど各種団体等から、様々な制度・枠組みに基づいて行われる。

1 市の受入れ体制

市は、「羽生市受援計画」に定める庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者ごとの役割に沿って対応する。

渉外情報班
各班

<表一各業務の受援担当者>

分類	(班名)・業務名	区分	担当部署・役職
受援 担当 者の 庁内 全体 の	(渉外情報班) 総合受援窓口	責任者	企画課 課長
		受援 担当者	企画課 企画政策係 係長
			企画課 情報政策係 係長
各 業 務 の 受 援 担 当 者	(統括班) 災害マネジメント	責任者	地域振興課 課長
		受援 担当者	地域振興課 地域振興係 係長
			地域振興課 地域振興係
	(教育総務班) 避難所運営	責任者	教育総務課 課長
		受援 担当者	教育総務課 総務係 係長
			教育総務課 総務係
	(社会教育班) 避難所運営	責任者	生涯学習課 課長
		受援 担当者	生涯学習課 生涯学習係 係長
			生涯学習課 生涯学習係
	(建築班) 応急危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長
		受援 担当者	まちづくり政策課 建築係 係長
			まちづくり政策課 建築係
	(建築班) 被災宅地危険度判定業務	責任者	まちづくり政策課 課長
		受援 担当者	まちづくり政策課 開発指導係 係長
			まちづくり政策課 開発指導係

分類	(班名)・業務名	区分	担当部署・役職
各業務の 受援担当者	(物資調達班) 支援物資に係る業務	責任者	商工課 課長
		受援	商工課 商工振興係 係長
		担当者	商工課 商工振興係
	(衛生班) 災害廃棄物対策	責任者	環境課 課長
		受援	環境課 清掃係 係長
		担当者	環境課 清掃係
	(調査班) 被災家屋調査	責任者	税務課 課長
		受援	税務課 資産税係 係長
		担当者	税務課 資産税係
	(水道班) 応急給水業務	責任者	水道課 課長
		受援	水道課 工務係 係長
		担当者	水道課 工務係
	(福祉班) 要配慮者等への支援	責任者	社会福祉課 課長
		受援	社会福祉課 地域福祉係 係長
		担当者	社会福祉課 地域福祉係
	(総務班) 被派遣職員の人事	責任者	総務課 課長
		受援	総務課 職員係 係長
		担当者	総務課 職員係
	(社会福祉協議会) ボランティアセンターの運営	責任者	社会福祉協議会 事務局長
		受援	社会福祉協議会 企画総務係 係長
		担当者	社会福祉協議会 企画総務係

<表－各受援担当者の主な役割>

	主な役割
庁内全体の 受援担当者 (渉外情報班)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県や応援職員等派遣機関、相互応援協定に関する自治体等へ応援職員等の受入れの調整 各業務の受援担当者と応援職員等の受入れ調整 各業務の人的応援のとりまとめ 応援に関する庁内全体の調整会議の運営
各業務の 受援担当者	<ul style="list-style-type: none"> 渉外情報班との応援職員等の受入れの調整 各業務における応援職員等の受入れ状況の把握及びサポート等

<表－人的応援の受入れの基本的な流れ>

業務と主な内容	対応する受援担当者	
	庁内全体	各業務
①県との調整	◎	
災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、埼玉県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性やその内容、規模等を伝達・相談する。		

業務と主な内容	対応する受援担当者	
	庁内全体	各業務
② 県職員等の受入れ	◎	
受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。		
③ 必要人数等の把握	◎	○
各業務の受援担当者が応援側に求める業務内容等と必要人数を整理、庁内全体の受援担当者が把握する。		
④ 応援職員等の要請	◎	○
応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、埼玉県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。（ルールによっては各業務の受援担当者が要請を行う場合もある）		
⑤ 応援職員等の受入れ	○	◎
応援職員等の執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明する。		
⑥ 受援業務の開始・状況把握	○	◎
<p>【各業務の受援担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針や見通しについて調整し、状況認識の統一を図る。 ・応援職員等に市災害対策本部における方針や指示を伝達する。 ・応援職員等の活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。 <p>【庁内全体の受援担当者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。 		
⑦ 撤収調整（応援の終了）	○	◎
応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。終了時期は庁内全体の受援担当者と共有する。		
⑧ 清算	◎	
埼玉県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。		

【人的応援受入れに関する留意点】

- ① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- ② 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施に努める。
- ③ 食料の調達、移動手段の確保、健康管理等に配慮する。
- ④ リエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう、県に準じた配慮を行う。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、応援職員等の執務スペースは、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用などにより適切な空間を確保する。
- ⑥ 受入れが長期にわたる場合、本市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じる。

＜表－活動拠点の想定施設＞

国・県の活動拠点	・自衛隊	羽生中央公園・羽生市体育館 羽生市消防本部
	・緊急消防援助隊	羽生市消防本部
	・埼玉SMART	羽生市消防本部
地方公共団体	・応援協定団体	羽生市産業文化ホール
公共的団体及びボランティア		羽生市民プラザ

2 国からの応援受入れ

国は大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市、及び県は、国の応援受け入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

＜表－国等による支援＞

名 称	活動内容	関係機関	派遣要請先
自衛隊 (災害派遣部隊)	・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水	防衛省	市から県へ派遣要請を依頼する。
警察災害派遣隊	・検視、死体見分及び身元確認の支援 ・緊急交通路の確保	警察庁	市から県及び羽生警察署へ派遣要請を依頼する
緊急消防援助隊	・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動	消防庁	市から県へ派遣要請を依頼する。
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
	・気象解説による市の防災対応を支援 (気象庁防災対応支援チーム (JETT))	国土交通省	市から熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。
全国被災建築物応急危険度判定協議会	・被災建築物の応急危険度判定	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。
被災宅地危険度判定連絡協議会	・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定	国土交通省	市から県へ派遣要請を行う。

名 称	活動内容	関係機関	派遣要請先
災害派遣医療チーム (DMAT)	<ul style="list-style-type: none"> 急性期（概ね48時間以内）から医療活動を実施 病院の医療行為を支援 被災地の外に搬送する広域医療搬送 	厚生労働省	埼玉県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
災害派遣精神医療チーム (DPAT)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント 既存の精神医療システムの支援 被災地での精神保健活動への専門的支援 被災した医療機関への専門的支援 	厚生労働省	埼玉県が派遣要請を行うため、市から派遣要請は行わない。
災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮設置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 	環境省	市から県へ派遣要請を行う。

3 地方公共団体からの応援受入れ

地方公共団体による支援については、災害時相互応援協定等【資料編 資料2-13 協定書一覧（1） 参照】に基づく支援のほか、応急給水、被災水道施設や被災下水道施設の応急復旧に係る支援、保健所等による健康危機管理に関する支援等、あらかじめ定められたルール等に基づく支援がある。

また、民間企業等との応援協定に基づく支援【資料編 資料2-13 協定書一覧（2）～（8） 参照】については、自治体では手の届かないサービスや資機材等を有しており、発災時には民間企業等に対する応援要請が不可欠となる。

市は、災害時の応援要請手続き円滑化のために、協定書等において定めた応援内容及び要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行う。

また、資機材の提供に関する協定を締結する際に、各種資機材の技術仕様等の情報交換などを行っておく。

4 ボランティアの応援受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことは限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの支援を得ることが必要である。このため、市は羽生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に係るコーディネート業務を一元化して行う拠点施設を設置するなど、災害時のボランティア活動の円滑化を図るものとする。

(1) 災害支援ボランティア活動内容

① ボランティア活動の種類

区分	活動内容
一般 ボランティア	① 救援物資の運搬、整理、仕分け、配分
	② 避難所の運営補助（炊き出し等）
	③ 清掃、防疫
	④ 要配慮者等の介護、生活支援
	⑤ 広報資料の作成
	⑥ その他危険のない軽作業
専門 ボランティア	① 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） …救急救護、心のケア
	② 福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士、乳幼児保育等）
	③ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
	⑤ 通訳（外国語通訳）
	⑥ 消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
	⑧ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
	⑨ ボランティアコーディネート業務

② 砂防ボランティア

- ア 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- イ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ウ 土砂災害時の被災者の援助活動
- エ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

(2) 災害ボランティアセンターの設置と運営

① 災害ボランティアセンターの設置

羽生市社会福祉協議会は、市の決定に基づき、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点施設や資機材等を提供し、活動する者の安全・衛生面にも配慮する。

②災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターは、羽生市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となり運営する。

災害ボランティアセンターの主な業務は、以下のとおりとする。

- ア 被災者ニーズの把握
- イ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受入・受付
- オ ボランティア活動情報の集約・管理
- カ 市災害対策本部との連絡調整
- キ その他ボランティア活動に関すること。

福祉班
社会福祉協議会

③災害ボランティアセンターとの調整

市は、災害ボランティアセンターが設置された場合、職員（福祉班）を配置し、市災害対策本部とボランティアセンターとの連絡調整、情報収集、提供活動等を行う。

また、羽生市災害対策本部規程に基づき、必要に応じてボランティアセンター関係者を本部付として委嘱する。

福祉班
社会福祉協議会

(3) ボランティア関係機関とのネットワーク化

ボランティアを円滑に受け入れるため日頃からボランティア関係機関とのネットワーク化の促進に努める。

また、市民に対し、県の災害ボランティア登録制度について、ポスター、広報誌等により周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

福祉班
社会福祉協議会

5 公共的団体からの応援受入れ

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 本市が行う対策

市内の団体又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、あらかじめ応急対策等に関する協定を結ぶなど、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

統括班
福祉班

(2) 公共的団体と活動の例示**①公共的団体**

ボランティア連合会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、JAほくさい、商工会、青年会議所 等

統括班
福祉班

②求められる公共的団体の活動

- ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに関係機関に連絡すること。
- イ 震災時における広報等に協力すること。
- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導及び、避難所内での救護に協力すること。
- オ 被災者の救助業務に協力すること。
- カ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。

第2 物的応援の受入れ

市、県が保有している備蓄物資が不足する場合には、必要な物資を調達し、被災者へ供給するものとする。

原則として本市が「協定企業等からの提供による供給」及び「相互応援協定による他の自治体等からの提供による供給」を試み、それでは対応できない場合は県へ要請するものとする。

また、政府の緊急災害対策本部により、必要不可欠と見込まれる物資を被災自治体からの要請を待たずに緊急輸送するプッシュ型支援が、県を通じて調整された上で行われる可能性もある。

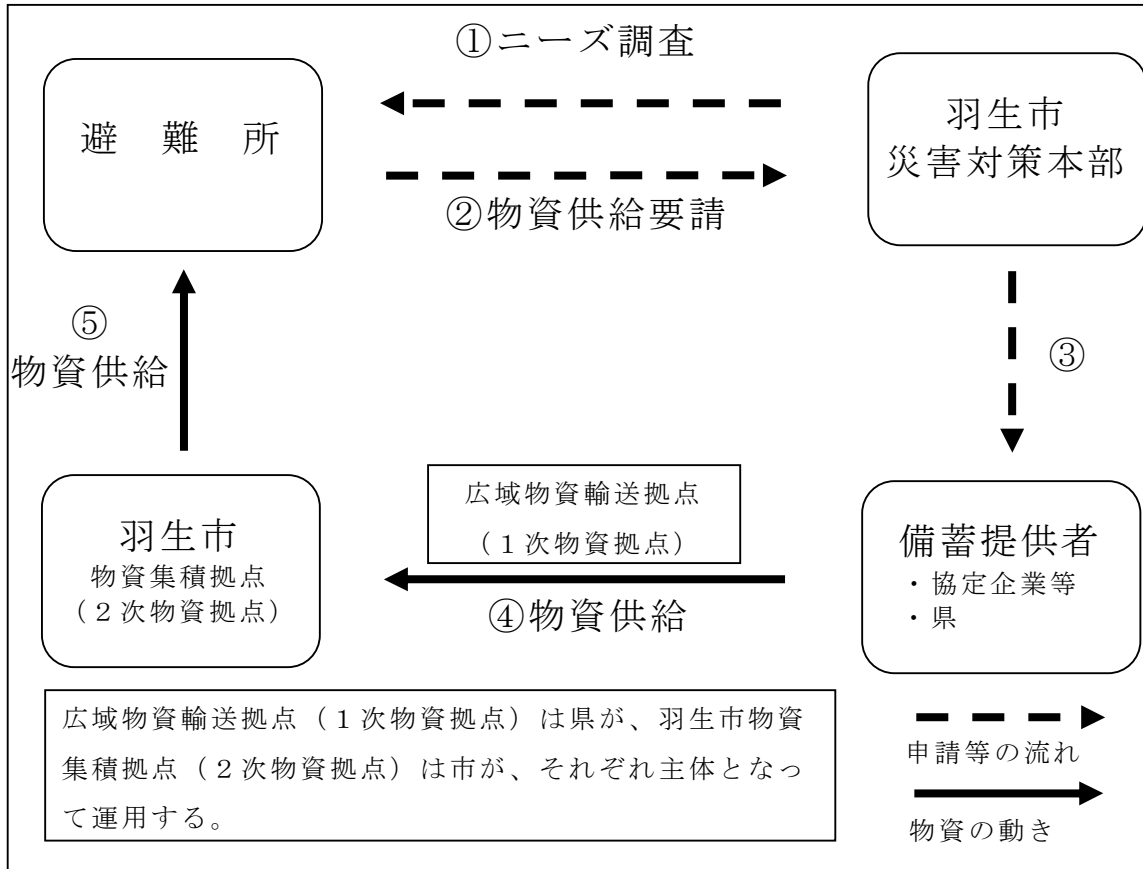
1 市の受入れ体制

<表－物的応援受入れ関係部署>

(班名)・業務名	担当部署
(物資調達班) 物資の調達に関すること	商工課
	観光プロモーション課
(財政班) 燃料の供給要請	財政課
(土木班) 緊急物資輸送路の確保	建設課

物資調達班
財政班
土木班

2 物資の受入れ及び供給フロー



3 物資集積拠点（2次物資集積拠点）の選定

物資集積拠点（2次物資集積拠点）は、2次集積場所として、広域物資拠点（1次集積場所）から割り振られた物資のほか、協定を結んだ自治体や事業者からの物資が集められる。2次物資集積拠点は下表のとおりとし、所在地、経路等について県に報告する。

<表—物資集積拠点（2次物資拠点）>

名称	住所	区分	責任者
羽生市産業文化ホール	下羽生 8 7 6	公共施設	物資調達班長
羽生市体育館	東 9 - 1 - 1	公共施設	
佐川急便(株)羽生営業所 (協定に基づくもの)	川崎 1 - 3 7 1 - 8	民間施設	

4 2次物資集積拠点の運営

物資集積拠点（2次物資集積拠点）の運営は、物資調達班が行う。また、本市では、物流事業者と物資の輸送のほか、物資集積拠点（2次物資集積拠点）の運営について協定を締結している。事業者の被災状況を確認の上、可能な限り要請を行い、効率的な拠点の運営を行う。拠点での役割分担は、下表のとおりとする。

<表—拠点での役割分担>

担 当	業務内容
拠点総括	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2次物資集積拠点の運営総括 ・ 対応方針の決定
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市災害対策本部との連絡調整
物資等の出入管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資等の受入れ ・ 受入れた物資等の振り分け ・ 在庫の把握、管理
警備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点の警備 ・ 車両誘導

第3 店舗・工場などの事業者との協力

1 事業者との応援協力協定の締結

大規模災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材などを、積極的かつ優先的に供給を得られる体制の確立に努める。

2 地域防災貢献事業所登録制度等の活用

（1）市内登録事業所との協力体制の強化

県では、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事務所が災害時に地域と協力して防災・救助活動などを実施する体制を整備している。

市内では75の企業・事業所がこの制度に登録しており、平時よりこうした市内事業所との協議・調整を図り、災害時の協力体制の強化に努める。

統括班

統括班

＜表－地域防災サポート企業・事業所数（羽生市内）＞

業種	登録企業数	業種	登録企業数	業種	登録企業数
製造業	27	飲食・宿泊サービス業	1	分類不能	1
建設業	8	その他サービス業	4	総計	74
運輸・郵便業	2	医療・福祉事業	9		
金融・保険業	2	教育事業	4		
小売業	12	情報通信業	1		
光熱水供給業	2	不動産業	1	令和5年2月7日現在	

（2）「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要

- ① 県は、災害時に県内の地域と協力して、防災活動などを実施する県内外の企業などの登録を受け付ける。
- ② 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業などとの間で防災協定などを締結するよう指導する。
- ③ 県は、登録企業及び登録した活動内容をホームページなどにより広く広報する。
- ④ 県は、登録した企業などに対し、防災に関する研修会を実施する。
- ⑤ 登録企業などは、地域との防災協定などを締結するよう努める。
- ⑥ 登録企業などは、防災に関する研修会への参加などにより、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- ⑦ 登録企業などは、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供など、事前に登録した活動を地域の要請、又は自主的・自発的に実施する。
- ⑧ この制度により、災害時に実施した登録企業などの活動に係る費用は、登録企業などが負担する。

第2節 災害応援

第1 災害応援の基本的考え方

地域振興課

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援対策会議を設置し、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復興活動を的確に支援することにより、各市等がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に本市の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

第2 災害応援の準備

1 災害情報の収集

地域振興課

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や指定緊急避難場所・指定避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

被災地支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に関係する市の各部及び防災関係機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう対応しなければならない。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

2 被災地支援対策会議

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。

(1) 被災地支援対策会議設置基準

被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

- ① 災害時における相互応援協定等を締結している市町村の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災市町村で対処できないものであると判断したとき。
- ② 市域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害による被害が発生したとき。

(2) 被災地支援対策会議の組織・運営

- ① 被災地支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定するもの及び関係する部長で組織する。
- ② 会議は、副市長が座長となる。
- ③ 被災地支援対策会議に関する事務は、地域振興課が所管する。
- ④ 被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知する。
- ⑤ 被災地支援対策会議の組織及び運営については、別に定める。
- ⑥ 被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

(3) 被災地支援対策会議の解散

座長は、次の全てに該当する場合は、被災地支援対策会議を解散する。

- ① 被災地域において、大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれなくなったとき。
- ② 災害応援活動の必要がなくなったとき。

(4) 被災地支援対策会議の協議事項

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- ① 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ② 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ③ 支援（応援）内容の決定
- ④ 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- ⑤ 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

地域振興課

地域振興課

地域振興課

地域振興課

3 市の各部における災害応援活動の準備

全課

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、市の各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に市の各部が行う支援の内容は、原則として本計画に示した「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものとするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、市の各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効である。

第3 災害応援活動の展開

1 支援物資の確保・搬送

地域振興課
商工課
観光・レジャー課

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。

また、一般市民からの支援物資を受け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申し出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

2 災害応援活動の広報

地域振興課
秘書広報課

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人の行う被災地支援のボランティア活動の留意点を広報し、市民の支援活動についての知識の啓発・普及を図る。

- ・ ボランティア活動は自己完結型（衣食住を自分で確保）で行う。
- ・ 支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する。
- ・ 支援を受ける側の心情に配慮する。 等

財政課

3 義援金等の募集

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。

被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興に緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

総務課

4 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も考えられる。

また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

社会福祉課
社会福祉協議会

5 民間ボランティアの派遣

被災自治体の要請に基づき、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲で、ボランティア活動に対する支援を行う。

総務課

6 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、インターネット等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

7 災害廃棄物の受入れ等

環境課

災害時に、がれきや指定緊急避難場所・指定避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域だけでは処理ができない場合がある。

市は、これらがれき等災害廃棄物について、被災地域等から要請があった場合は、可能な範囲での受入れを検討する。

8 派遣従事者のメンタルケア等

健康づくり推進課

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

第4 相互応援協定の発動

地域振興課
関係課

災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の支援要請に応じて支援活動を実施する。

被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行うことを検討する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時応援協定を活用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

現在、市の相互応援協定の締結状況は以下のとおりとなっている。

応援協定	応援協定の締結先	締結年月日
災害時における相互応援に関する協定(友好都市)	鴻巣市及び福島県金山町	平成9年3月22日
災害時における相互応援に関する協定書(北埼玉地区)	行田市、加須市	平成10年5月8日
大規模災害時の相互応援に関する協定	群馬県藤岡市・富岡市、埼玉県春日部市・富士見市、愛知県江南市・津島市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市	平成16年9月1日
大規模災害時の相互応援に関する協定	山梨県富士河口湖町	平成25年4月20日
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	平成30年12月25日

応援協定	応援協定の締結先	締結年月日
災害時における利根川両岸3市3町相互応援に関する協定	行田市、加須市、群馬県板倉町、明和町、千代田町	平成31年2月4日

令和5年3月1日現在

地域振興課
関係課

第5 被災者の生活支援

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設における高齢者・障がい者などにおいて被災者の受入れや、市営住宅の提供や民間借家の斡旋等、被災者の生活の場の確保について検討する。併せて、生活資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

福島第一原子力発電所の事故の影響で放射能汚染地区となった地域からの避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対処していくものとする。

第5章 災害復旧・復興対策

第1節 生活再建等への支援

住宅や家財の喪失など災害により多くの市民が被災した場合、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

社会混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

第1 被害の調査と証明書の発行

1 建物被害調査

調査班は、建物被害状況を迅速に把握するために、住宅の被害調査を実施する。

調査班

2 被災者台帳の整備

市民班は、本部に集約された被害情報に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対してこの「被災者台帳」により確認を行う。

市民班

3 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

調査班

調査班は、建物被害調査結果に基づき、罹災証明発行手続により罹災証明書を速やかに発行する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

効率的な罹災証明書の交付のため、市は事前に当該業務を支援する被災者支援システムの活用について検討し、県が実施する住家被害の調査の担当者のための研修等への参加を通じて、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。併せて、住民に対し、家屋が被災した際には片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図る。

(1) 交付事務体制

罹災証明書の発行手続は、調査班が行うものとする。

(2) 交付申請

被災者本人及び委任を受けた者は「罹災証明申請書」を申請窓口に提出する。

(3) 証明事項の確認及び発行

調査班が被災結果を「罹災世帯調査票」、「罹災者調査原票」にとりまとめ、「罹災台帳」を作成し、台帳に基づき証明を希望する事項の被害状況を確認し発行する。

4 被災証明書の発行

市民班は、建物以外の動産の被害に関する証明を求められた際は、被災証明発行手続により被災証明書を速やかに発行する。

(1) 交付事務体制

被災証明書の発行手続は、市民班が行うものとする。

(2) 交付申請

被災者本人及び委任を受けた者は「被災証明申請書」を申請窓口に提出する。

(3) 証明事項の確認及び発行

申請者の立証資料をもとに証明を希望する事項の被害状況を確認するとともに、被災者台帳を確認し、客観的に被害を判断できるときは、「被災証明書」を発行する。

第2 義援金及び義援物資の取扱い

1 義援物資の取扱い

個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報することとする。

一方、企業や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れるものとする。

2 義援金、物資の受付

財政班

市は、義援金を全国的に受け付ける必要があると認められるときは、市福祉協議会と連携して、日本赤十字社本社を通じて各都道府県支部に受付を依頼する。

日本赤十字社埼玉県支部は、義援金の受付方法及び受付期間等を県及び関係団体と協議し義援金の受付を実施する。

また、市は、義援金及び義援物資（企業等による）の受付窓口を開設し、直接義援金、物資を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の受付専用口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。

3 義援金、物資の受入

財政班

市に寄託された義援金は、財政班で受け付ける。企業等による義援物資であっても、避難所等に直接送付する事は避けてもらうよう広報する。

義援金、物資の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

4 義援金、物資の保管

出納班

義援金の保管は、出納班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。企業等による義援物資については、安全な場所に一時保管する。

5 義援金、物資の配分

財政班

日本赤十字社埼玉県支部や各都道府県支部からの義援金については、設置された関係機関等による義援金配分委員会が定める配分基準に基づいて配分する。

市に直接寄託された義援金については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、災害対策本部長の決定による配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。

配分計画の立案は、財政班において行う。また、被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。

なお、応急対策上、現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長と協議のうえ有効に活用する。

第3 被災者の生活安定への支援

1 被災者生活再建支援制度の概要

地震などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成19年11月の被災者生活再建支援法の改正により、これまでの複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善され、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額渡し切り方式となった支援金は、使い途の制限もなくなり、被災者にとって大変利用しやすい制度になった。

支援金は、「基礎支援金」として全壊、解体、長期避難世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円が支給され、この額に、「加算支援金」として住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算される仕組み（いずれも世帯人数が複数の場合）となっている。

◆被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 a. 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万以上10万未満のものに限る） b. 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)				
支援金の額	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）				
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
	<全壊、解体、長期避難、大規模半壊>				
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
支給額	200万円	100万円	50万円		
<中規模半壊>					
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）		
支給額	100万円	50万円	25万円		
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給					
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付				
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付				
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告				
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等				

2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

平成25年9月に発生した竜巻災害において、被災者生活再建支援法では救済されない地域があるなどの不均衡が生じた。そこで、県と63市町村が共同で埼玉県独自の総合的な支援制度を創設し、平成26年4月1日以降に発生した災害から適用（ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）している。また、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、半壊のうち、住家の損害割合30%台の中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられたことに伴い、令和3年4月1日から本制度においても、中規模半壊世帯に対する支援を拡大している。

福祉班
調査班

制度の概要は以下のとおりである。

◆ 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の主な柱

埼玉県・市町村生活再建支援金 ＜被災者生活再建支援法の補完＞	住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）
埼玉県・市町村半壊特別給付金 ＜災害救助法の補完＞	住宅が半壊し、住宅を補修した世帯に50万円、賃借した世帯（公営住宅以外）に25万円を給付 ※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円
埼玉県・市町村家賃給付金 ＜災害救助法の補完＞	「特別な理由」（※）により、公営住宅等に入居せず民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給（対象1世帯当たり月6万円を限度に最長12か月（5人以上世帯は月9万円を限度）） ※最寄りの公営住宅に入居すると、子供の学区が変わる、かかりつけ病院が遠くなり通院が困難となる、などの理由
埼玉県・市町村人的相互応援	罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定をできる職員などの相互派遣

※ 特別な理由とは、「近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がない」、「最寄りの公営住宅に入居すると子供の通学区が変更になる」、「かかりつけ病院が遠くなり、通院が困難となる」などの理由

郵便事業者

3 被災者等に対する郵便局の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- ① 郵便葉書等の無償交付
災害救助法が発動された場合、通常葉書及び郵便書留の無償交付を行う。
- ② 被害者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- ④ 利用の制限及び業務の停止

統括班
広報班

4 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、市は、その制度の普及促進に努める。

5 生活必需品等の安定供給の確保

統括班
物資調達班

市は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

県は、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

また、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

6 人権侵害等防止のための措置

統括班
広報班

市は、災害時の人権侵害等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- ・インターネットによる情報提供
- ・リーフレット、ポスターの作成及び配布
- ・市広報紙への掲載

第4 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金の貸付

福祉班
社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、被災したことによって困窮する世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、民生委員・児童委員の協力を得て、県社会福祉協議会による生活福祉資金を貸付ける事務処理を行う。

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構

市は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関する相談を受ける。

また、災害復興住宅融資には、建設資金、購入資金又は補修資金がある。

◆建設資金融資

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者
資金使途	被災した住宅の復旧のための災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	制限なし
貸付金額	2,700万円(土地を取得する場合は3,700万円)又は所要額のいずれか低い額(10万円以上1万円単位)。
貸付条件	<p>利率…加入する団体信用生命保険の種類に応じて融資金利が異なる。</p> <p>【以下は、令和4年10月1日現在の利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新機構団信：年1.16% ・新機構団信(デュエット)：年1.34% ・新3大疾病付機構団信：年1.40% ・健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資は利用でき、その場合の融資金利：年0.96% <p>償還期間…35年以内(完済時年齢80歳制限あり)</p> <p>「災害復興住宅融資等に関する確認書」を提出</p>

◆購入資金融資

貸付対象者	(建設資金と同じ。)
資金使途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	制限なし
貸付金額	3,700万円又は所要額のいずれか低い額
貸付条件	(建設資金と同じ。)

◆補修資金融資

貸付対象者	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者。
資金使途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
購入する住宅の規模	制限なし
貸付金額	1,200万円又は所要額のいずれか低い額
貸付条件	償還期間…20年以内(完済時年齢80歳制限あり) (償還期間以外は建設資金と同じ。)

(3) 災害弔慰金の支給

福祉班

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び「羽生市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金を支給する。

制 度	対 象	支 給 額
災害弔慰金の支給	① 生計維持者が死亡した場合	500 万円
	② 生計維持者以外が死亡した場合	250 万円

(4) 災害障害見舞金の支給

福祉班

市は、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金を支給する。

制 度	対 象	支 給 額
災害障害見舞金の支給	① 生計維持者が重度の障がいを受けた場合	250 万円
	② 生計維持者以外が重度の障がいを受けた場合	125 万円

(5) 災害援護資金の貸付

福祉班

市は、自然災害により世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯について、所得が一定未満の場合、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

制 度	対 象	貸 付 額
災害援護資金の貸付 (所得制限あり)	災害で被害を受けた世帯の世帯主 (被害の程度によって貸付額が変わる)	150～350 万円

商工課

2 被災中小企業への融資

県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施しているほか、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように埼玉県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

- ① 埼玉県の災害復旧貸付
- ② 日本政策金融公庫の災害復旧貸付
- ③ 商工組合中央金庫の災害復旧資金

農政課

3 被災農林業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、災害復旧関係資金、埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業保険法による融資等を行っている。

市は、農林業関係団体から被災状況を収集し、各種制度、措置の周知、手続きに関する相談受付などを実施する。また、農業災害補償（農業共済事業）の周知に努める。

商工課

4 被災者に対する職業あっせん等

市は、被災者の就職を支援するため、県の制度を活用し、高等技術専門校における職業訓練の実施や、埼玉労働局に対し、臨時職業相談窓口の設置等の再就職を促進するための措置、雇用保険の失業給付に関する措置を要請する。

第5 市税の減免等

1 市税等の納税緩和措置

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に、申告その他書類の提出又は市税等を納付又は納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合は、地方税法第20条の5の2により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ② その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り、市長が納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付すること、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、申請により更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免する。

税 目	減免の内容
個人の市税 (個人の県民税を含む)	・被災した納税義務者の状況に応じて減免する。
固定資産税	・災害により著しく価値を減じた固定資産について減免する。
都市計画税	・災害により著しく価値を減じた都市計画税について減免する。
国民健康保険税 軽自動車税	・被災した納税義務者の状況に応じて減免する。

2 後期高齢者医療保険料の減免

被災した後期高齢者医療被保険者又は生計維持者が災害によって財産に損害を受けた場合や、収入が著しく減少した場合などで、保険料を納付することが困難な事情にある時は、申請に基づき埼玉県後期高齢者医療広域連合に免除申請書等を提出する。

税務課
国保年金課

収納課
国保年金課

収納課
国保年金課
税務課

国民年金課

国保年金課

3 国民年金保険料の免除

被災した国民年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、日本年金機構に免除申請書を進達する。

子育て支援課

4 保育料の減免

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免をする。

高齢介護課

5 介護保険法による措置

災害により財産に損害を受けた場合や収入が著しく減少した場合などで、納付や負担が困難な場合には、申請により、介護保険料や介護保険サービスの利用者負担額を減免する。

社会福祉課

6 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため、市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対して、その実状を調査のうえ、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

第2節 災害復旧

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を定め、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

全課

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査、検討し、各部局が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の基本方針を以下に示す。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

復旧事業計画の種類を以下に示す。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令同施行規則、同事務取扱要綱及び公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

(1) 法律に基づき一部負担又は援助される事業

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧、並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法

(2) ふるさと納税を通じた復興支援

災害に係る経費の予算措置や、特別交付税の算定基盤となる経費のとりまとめ、災害復旧事業債の申請などと並行して、災害復興支援に係るふるさと納税の寄附の受入れや活用を検討する。

第3 激甚災害指定の手続き

市長は災害が発生したとき、速やかにその災害の状況、及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を公布することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになる。

1 激甚災害に関する被害状況等の報告

(1) 県知事への報告

市長は、市域内に災害が発生したとき、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告する。

(2) 報告事項

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次にあげる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2 財政援助措置の対象

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する条例の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の財政援助及び助成

3 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県へ提出する。

4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を早期に行う。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急と言えども関係市民に対して理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 計画的な災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し、災害復興が速やかに行われるよう、準備する。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第1 対策の体系

1 災害復興対策本部の設置

全課

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興計画の策定

全課

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のため行政上の手続きの実施

まちづくり政策課

① 建築物被害概況調査の実施

市は、災害発生後速やかに市街地の建築物被害概況を把握し、大きな被害が発生していることが確認されたときは、現地調査を行う。

② 被災市街地復興特別措置法上の手続

現地調査により土地区画整理事業等の必要が認められる場合には、県の建築制限区域の指定を経て、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第6章 複合災害への対応

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になることが懸念される。

このため、県では、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、県民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることとしていることから、市においても複合災害対策を計画する。

特に、複合災害は、単独の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1節 埼玉県地域防災計画による記載事項

1 基本方針

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市町村が行う災害応急対策を支援し、県内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

2 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、県内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

3 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

4 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

○パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

○パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

○パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第2節 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及

地域振興課

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関の間で共有するとともに、市民に対して周知する。

2 複合災害発生時の被害想定の実施

地域振興課

県及び市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

地域振興課

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。また、県及び市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

地域振興課
企画課

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5 避難対策

地域振興課
教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、災害の想定等により必要に応じて、近隣の自治体の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣自治体に設ける。

6 災害医療体制の整備

健康づくり推進課

市は複合災害を想定し、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

社会福祉課

7 災害時の要配慮者対策

市は、必要に応じて、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

建設課

8 緊急輸送体制の整備

市は、県及び防災関係機関と連携し、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、場外離発着場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検する。

また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第3節 応急対策

1 情報の収集・伝達

統括班

県及び市町村は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

土木班
警察

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復

土木班

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

統括班
教育総務班
社会教育班

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。